

姫路市北部農山村地域活性化拠点施設 整備方針

平成 31 年 2 月

姫 路 市

目次

はじめに.....	1
1. 目的	1
2. 北部農山村地域の位置	1
I 章 基礎調査と現状分析.....	2
1. 北部農山村地域をとりまく現状及び課題	2
2. 施設整備の必要性.....	24
II 章 候補地の条件整理.....	25
1. 拠点施設の候補地	25
III 章 姫路市北部農山村地域活性化拠点施設基本方針の設定	27
1. 姫路市北部農山村地域活性化拠点施設の基本方針	27
2. ターゲットの設定	28
3. 拠点施設の候補地の選定	29
IV 章 整備方針の策定.....	34
1. 地域活性化への基本的な方向（展望）	34
2. 導入機能の検討	35
3. ゾーニングイメージの検討	37
4. エリアデザイン方針の検討	39
5. 夢前スマートインターチェンジ周辺の拠点整備イメージ	42
V 章 整備に向けた課題の整理.....	43
VI 章 先進事例	47
資料編	51

はじめに

1. 目的

姫路市北部農山村地域（夢前町及び安富町）の活性化を目指して、平成 28 年度に「姫路市北部農山村地域活性化構想（以下「構想」という。）」を策定し、平成 30 年度に姫路市北部農山村地域活性化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定した。

基本計画では、施策のひとつとして「地形や特性を生かした産業振興や地域の活性化のための拠点づくり」が謳われており、地域のランドマークとして地域全体の魅力ある情報を集約・発信するとともに、ヒト・モノが集まるプラットフォームとなる拠点整備を検討するとしている。

本整備方針では、その拠点を具現化するための前提条件の整理、対象地の選定、拠点整備の基本的な考え方、施設の整備方針、導入機能等を明確にすることを目的とする。

2. 北部農山村地域の位置

構想において、本市北部の中山間地域である夢前町及び安富町の区域は「北部農山村地域」として位置づけている。

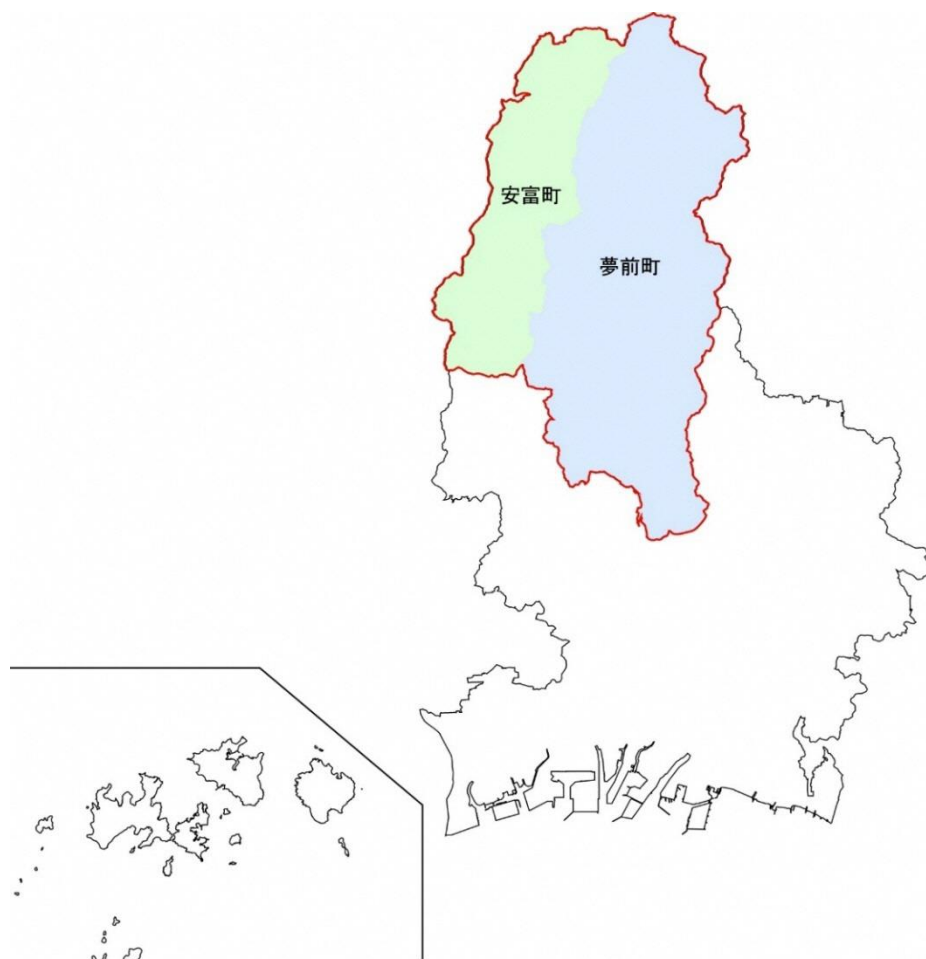


図 北部農山村地域の位置

I 章 基礎調査と現状分析

1. 北部農山村地域をとりまく現状及び課題

(1) 人口及び世帯数の動向

①人口・世帯

夢前町・安富町ともに人口は減少傾向にあり、10年間で10%以上減少しており、世帯数については横ばいで推移している。

5歳階級別人口の構成比を市全体と比較すると、少子・高齢化が進んでおり、65歳以上の親族がいる世帯割合は増加しており、夢前町・安富町ともに5割を超えている。また、65歳以上の単身世帯も増加している。

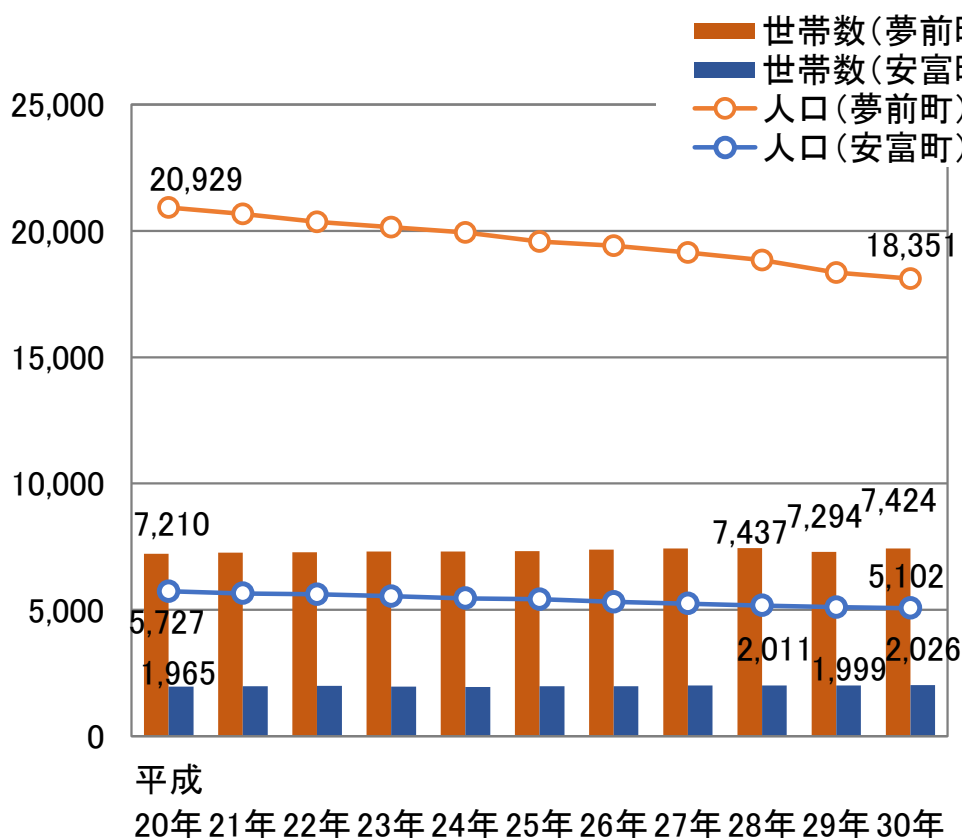


図 人口・世帯数の推移

出典：住民基本台帳登録人口（各年3月31日時点）

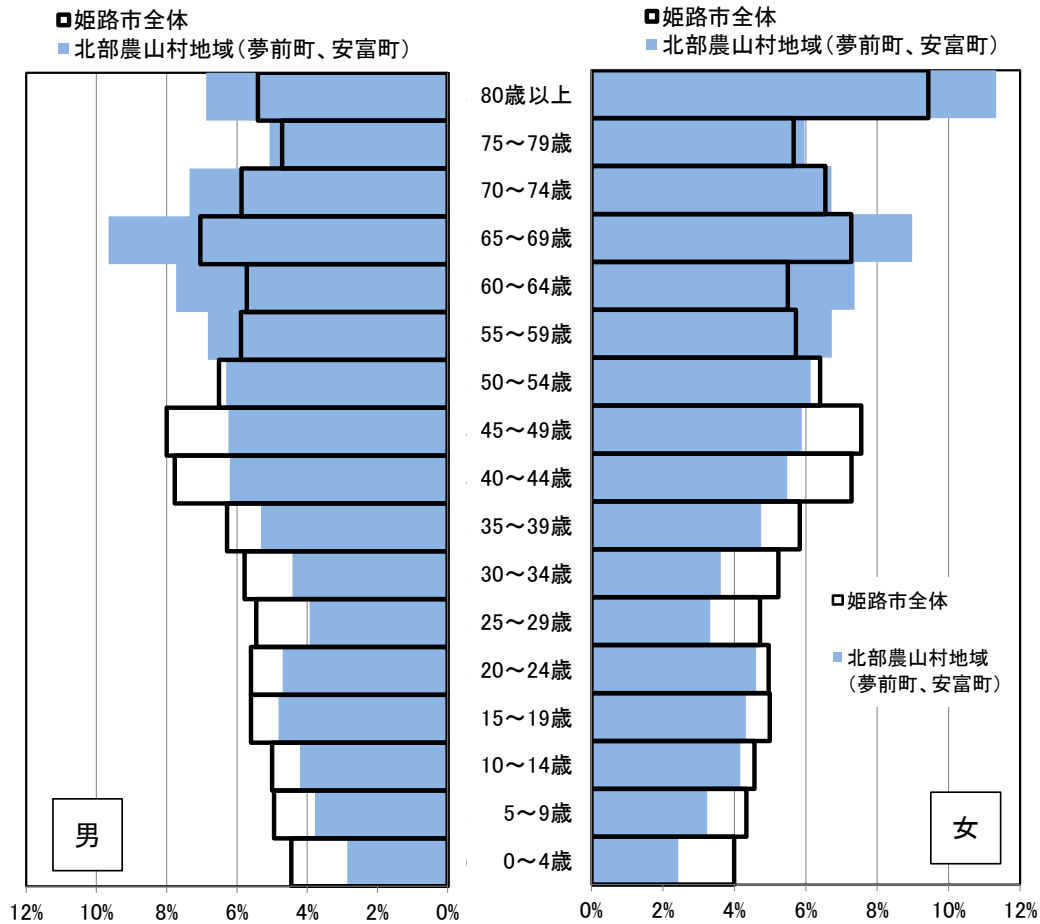


図 5 年齢階級別人口の構成比

出典：住民基本台帳登録人口（平成 30 年 3 月 31 日時点）

表 世帯数及び 65 歳以上の親族がいる世帯等の推移

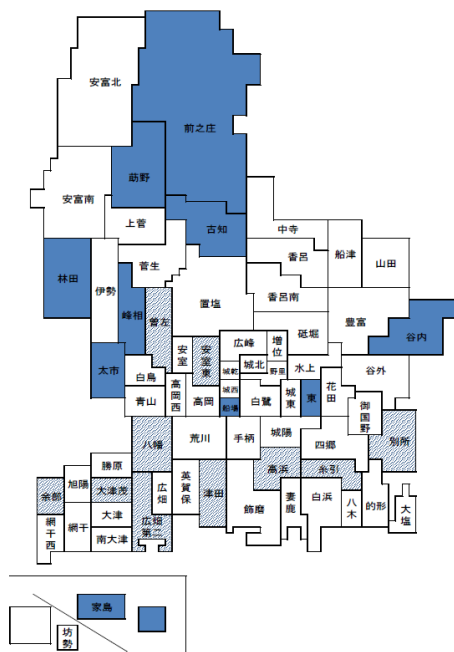
		世帯数 (世帯)	世帯あたり 人員 (人/世帯)	65歳以上の親族が いる世帯		65歳以上の 単身世帯	
				(世帯)	(割合)	(世帯)	(割合)
夢前町	平成12年	6,178	3.41	2,446	39.6%	288	4.7%
	平成27年	6,351	2.80	3,570	56.2%	621	9.8%
安富町	平成12年	1,761	3.27	764	43.4%	95	5.4%
	平成27年	1,793	2.76	925	51.6%	173	9.6%
姫路市	平成12年	169,599	2.79	52,754	31.1%	10,882	6.4%
	平成27年	212,801	2.48	89,138	41.9%	24,046	11.3%
兵庫県	平成12年	2,035,097	2.69	655,834	32.2%	152,155	7.5%
	平成27年	2,315,200	2.35	974,748	42.1%	286,374	12.4%

出典：国勢調査

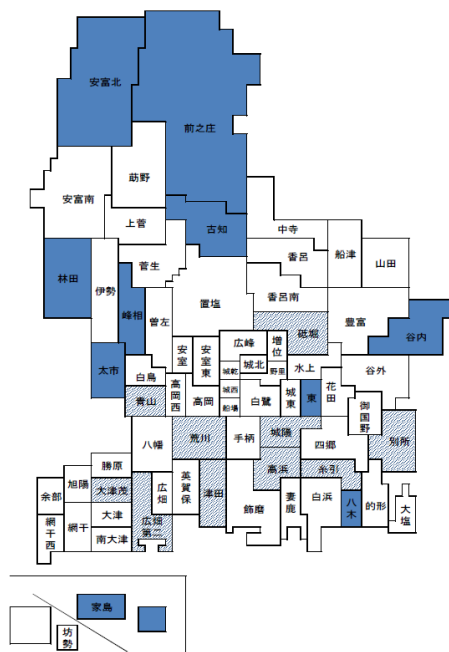
②校区別人口・世帯の状況

周辺部で少子・高齢化が進んでいることがうかがえ、世帯人員は周辺部で多い傾向にある。

【図1 年少人口の状況】



【図2 高齢者人口の状況】



【図3 世帯人員の状況】

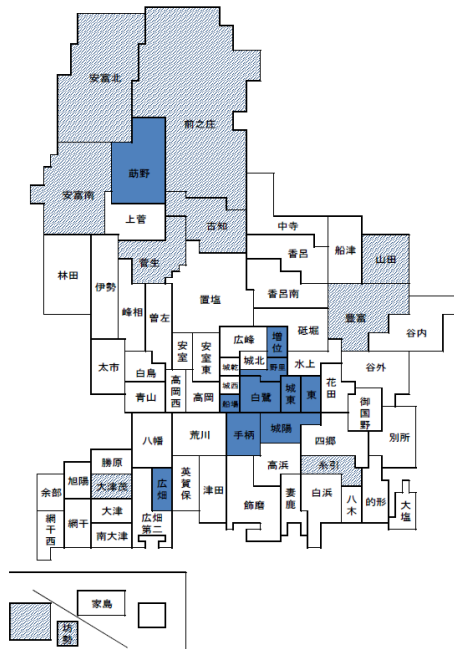


図1 年少人口の状況

小学校区別 年少人口(14歳以下)の状況

- 年少人口比率の高い校区 (10校区)
- 年少人口比率の低い校区 (10校区)

図2 高齢者人口の状況

小学校区別 高齢者人口(65歳以上)の状況

- 高齢化率の低い校区 (10校区)
- 高齢化率の高い校区 (10校区)

図3 世帯人員の状況

小学校区別 世帯人員の状況

- 世帯人員の多い校区 (10校区)
- 世帯人員の少ない校区 (10校区)

出典: 情報政策課「人口統計」(平成26年3月31日時点)

③将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計手法に基づき、市内 13 ブロック別の人口推計の結果をみると、2015 年と比較して 2060 年には、夢前で 4 割強、安富で 6 割弱まで減少するとされている。

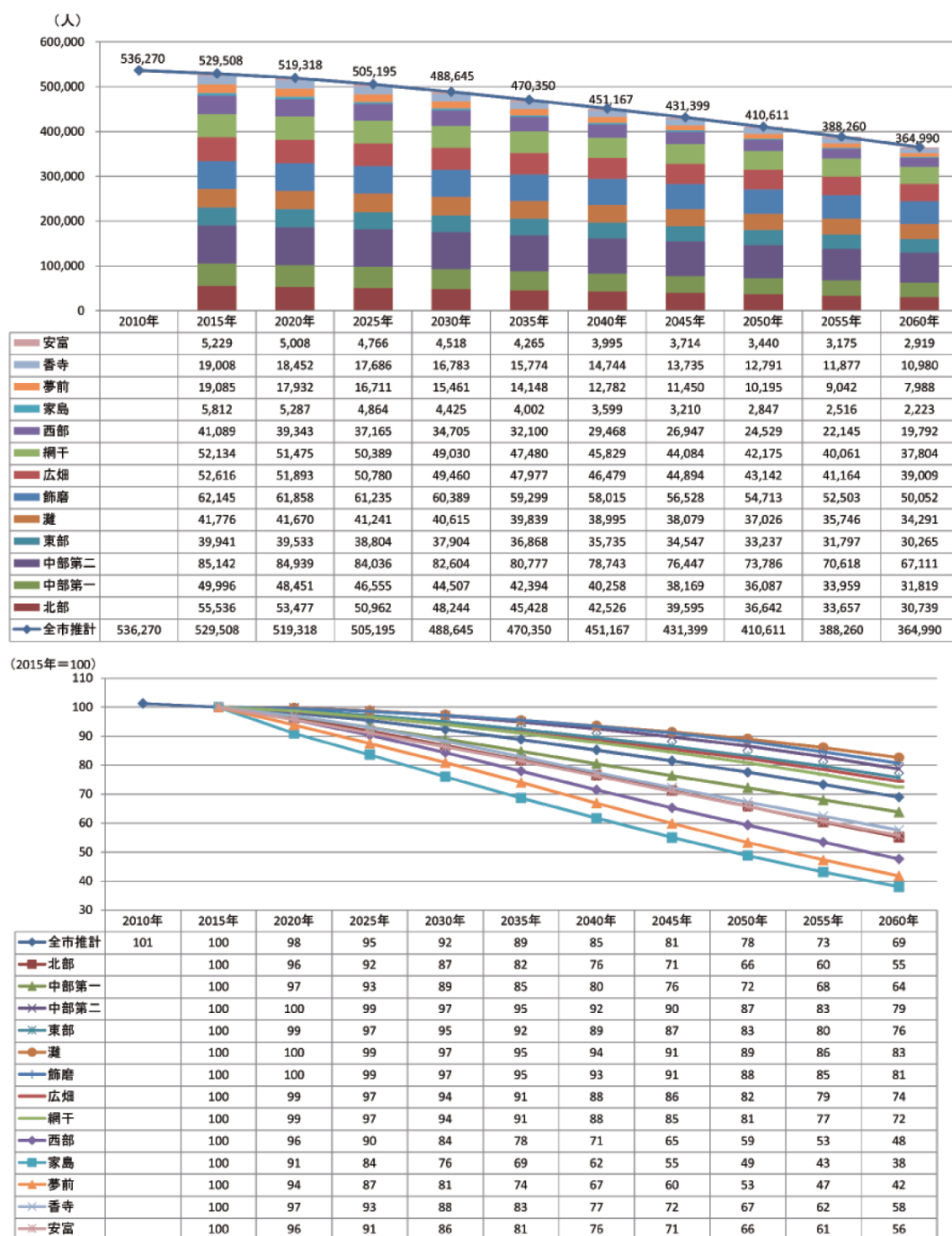


図 国立社会保障・人口問題研究所の推計手法に基づくブロック別の推計人口

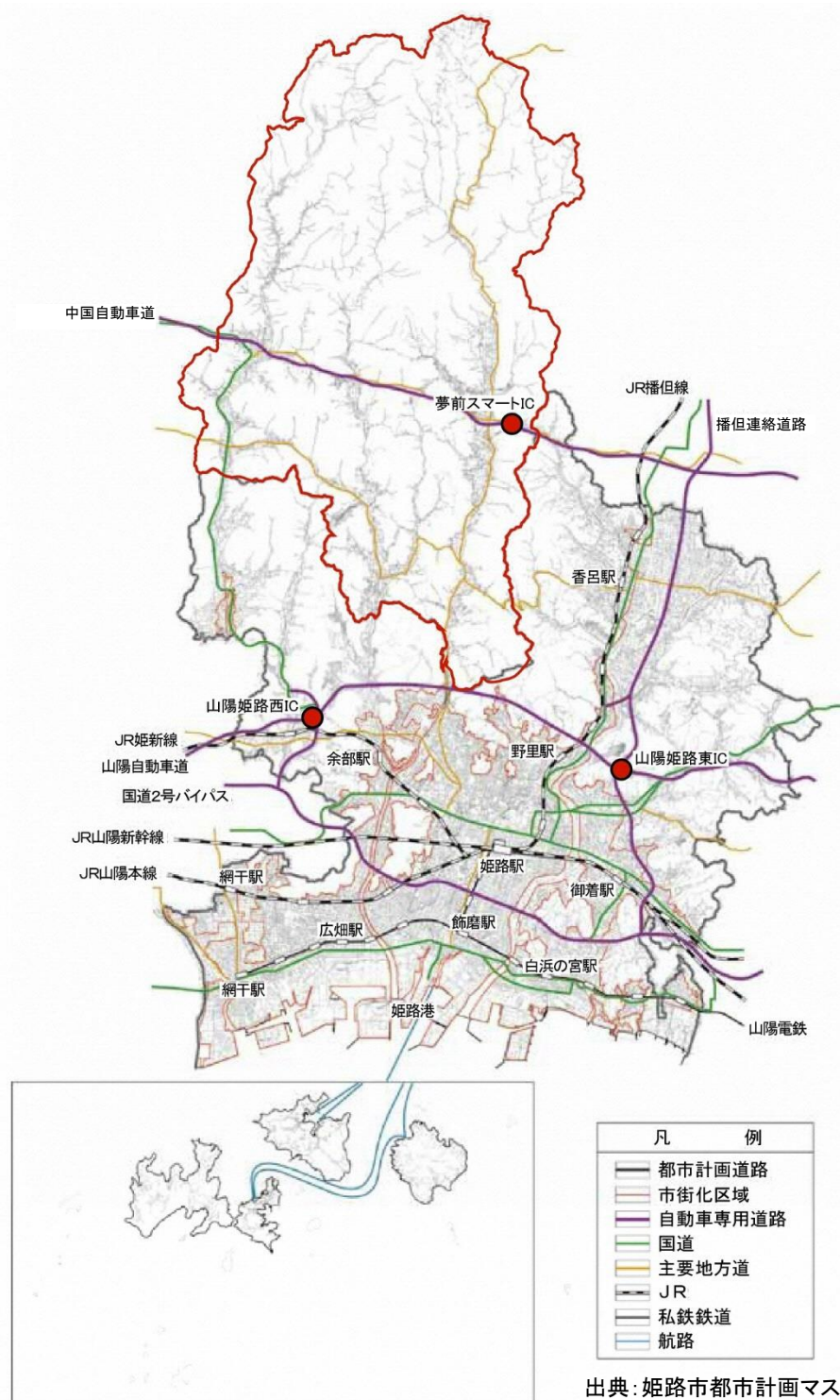
(資料) 総務省「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「『日本の地域別将来推計人口』平成 25 年 3 月推計」及び姫路市の人口統計より作成

出典：ひめじ創生戦略

(2) 交通

姫路市中心部から北部農山村地域へは平常時は車で 30～40 分の距離にあり、市街地から離れているものの通勤時間帯の交通渋滞が慢性化している。

北部農山村地域の南側には山陽自動車道、中央部を中国自動車道が東西に走っており、山陽自動車道には山陽姫路東 IC、山陽姫路西 IC、中国自動車道には夢前スマート IC が設けられている。



(3) 農業

① 農地の状況

経営耕地は 9 割以上が田となっており、市全体と比較すると、夢前町で畑、安富町で樹園地の占める割合が高くなっている。

経営耕地面積の推移をみると、夢前町、安富町ともに減少傾向にあり、さらに耕作放棄地の推移では、両町で増加傾向にあり、特に旧菅野村で顕著となっている。

図 経営耕地総面積に占める田・畑・樹園地の割合（平成 27 年）

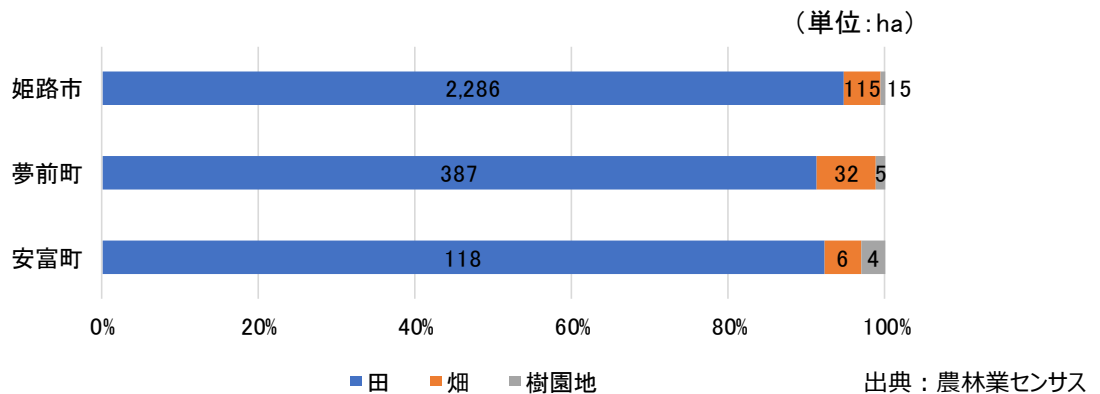
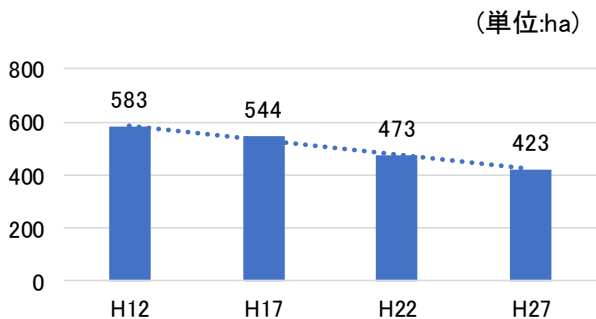
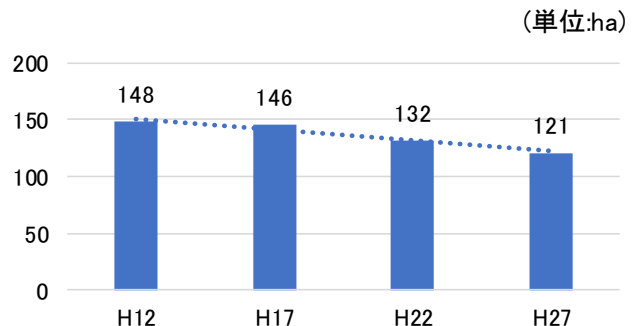


図 夢前町における経営耕地総面積の推移



出典：農林業センサス

図 安富町における経営耕地総面積の推移



出典：農林業センサス

表 耕作放棄地の推移

(単位:ha)

	H17	H22	H27	増加率 H27/H17
兵庫県	5,062	5,748	6,908	136%
姫路市	203	448	659	325%
夢前町	50	84	105	210%
置塩村	10	10	7	70%
鹿谷村	29	45	46	159%
菅野村	11	29	52	473%
安富町	30	28	31	103%
安師村	21	18	21	100%
富栖村	9	10	10	111%

出典：農林業センサス

②農家・農業従事者の状況

夢前町・安富町ともに農家数は減少傾向にあり、第2種兼業農家が大半を占めている。

年齢別農業従業人口の割合をみると、70歳以上が占める割合が高くなっており、県や市全体との比較でも、従事者の高齢化が進んでいることがうかがえる。

図 夢前町における専兼業別農家数の推移

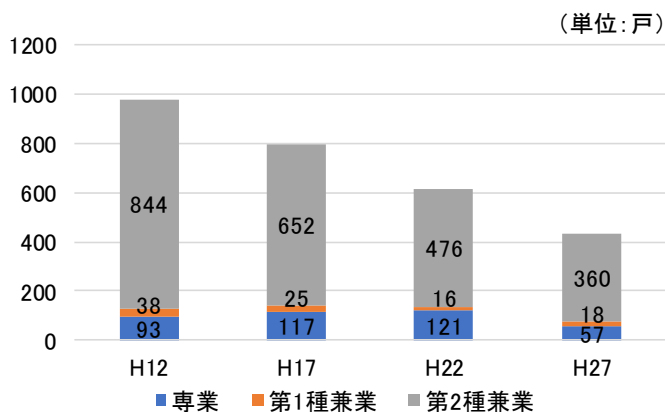


図 安富町における専兼業別農家数の推移

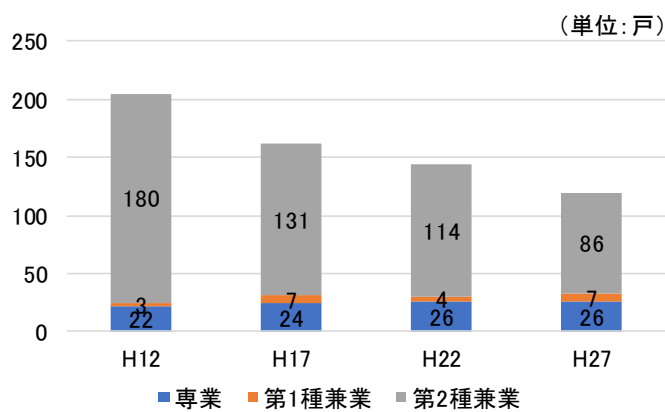


図 専兼業別農家数割合の比較（平成 27 年度）

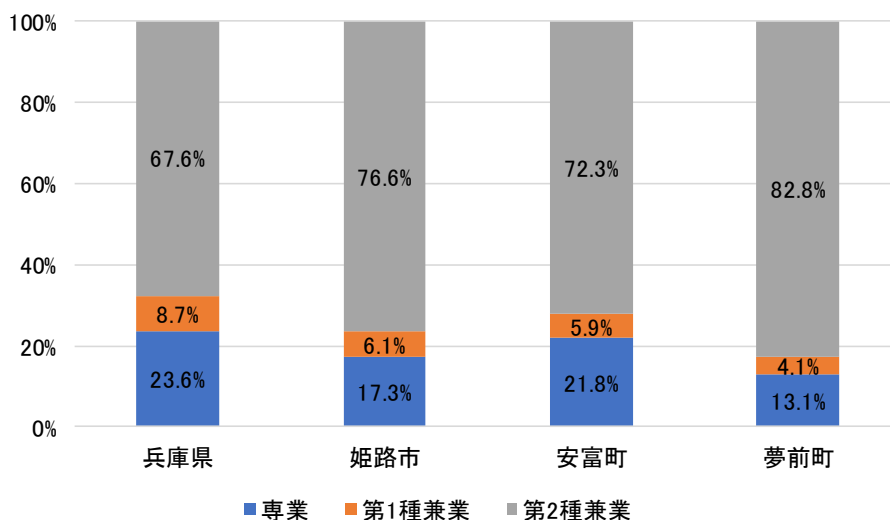
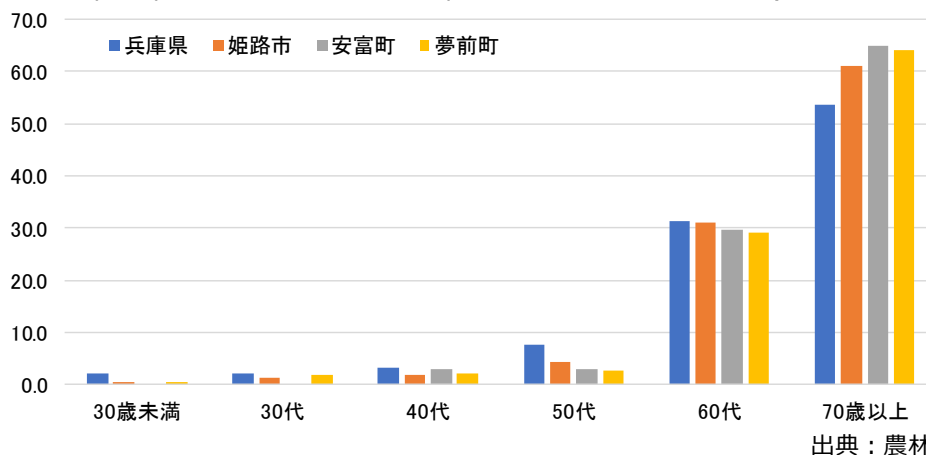


図 年齢別農業就業人口の割合（自営農業を主として従事した世帯員）（平成 27 年度）



(4) 林業

夢前町・安富町ともに、区域の8割以上が森林となっており、市全体の森林面積に占める割合は、夢前町が42.3%、安富町が17.8%となっている。

森林面積のうち、人工林が占める割合は、夢前町で52.1%、安富町で74.3%となっており、人工林の齢級別面積をみると、10～12 齢級（46～60 年生）の成熟期を迎えた森林面積及び材積が多くなっており、木材の利活用を目的とした搬出間伐と、公益的機能の発揮を目的とした切捨間伐のより一層の推進が求められている。

表 市内各地域の森林面積等の状況

	区域面積 (ha)	森林面積 (ha)				
		区域面積 に対する 割合(%)	森林面積 に対する 割合(%)	うち人工林面積		
				(ha)	割合(%)	
旧姫路市	27,600	8,117	29.4%	28.1%	801	9.9%
旧家島町	2,027	1,574	77.7%	5.4%	59	3.7%
旧夢前町	14,618	12,216	83.6%	42.3%	6,369	52.1%
旧香寺町	3,152	1,836	58.2%	6.4%	630	34.3%
旧安富町	6,030	5,140	85.2%	17.8%	3,817	74.3%

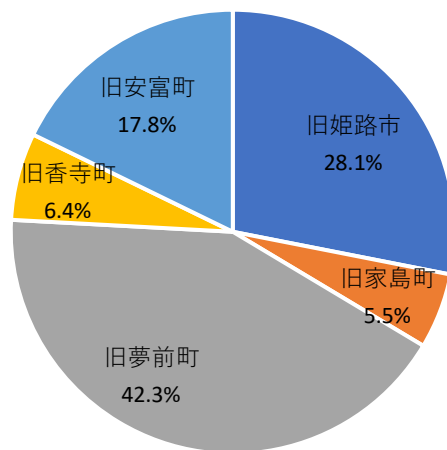
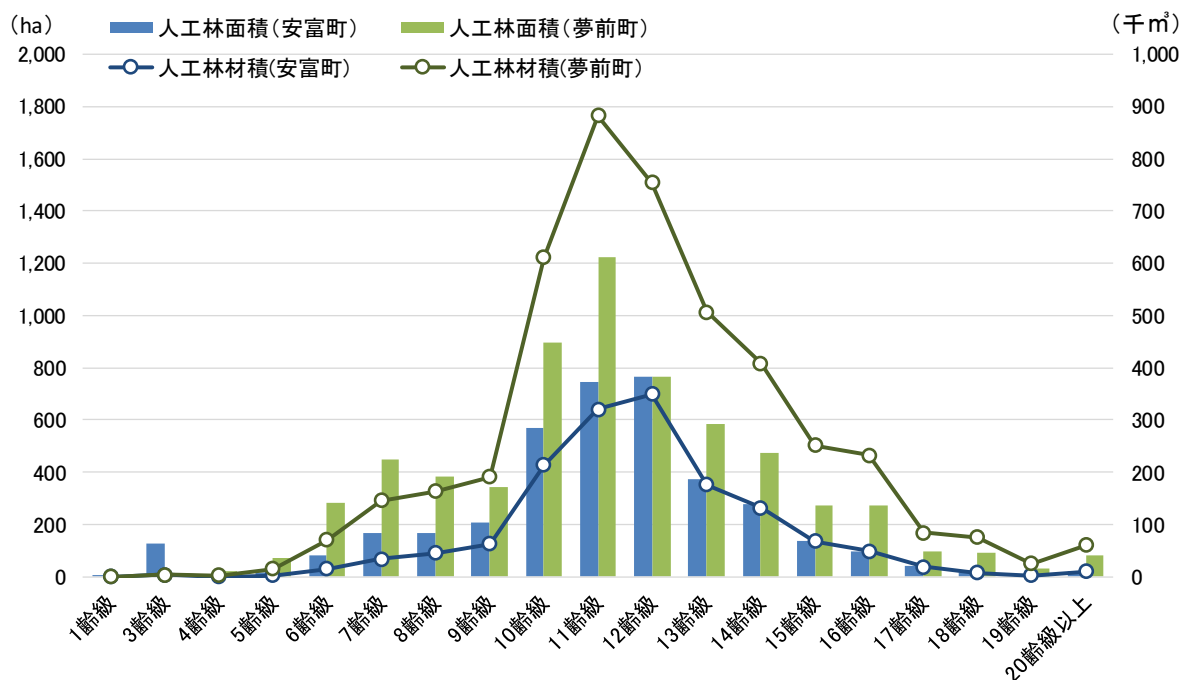


図 市内各地域の森林面積の割合

出典：県林務課調べ

(平成 29 年 3 月 31 日時点)



出典：県林務課調べ (平成 29 年 3 月 31 日時点)

(5) 地域内の地域資源活用に関連する公共施設の状況

地域内の地域交流、地域住民活動に係る公共施設は下表のとおりである。

両地域とも、公民館や集会所など、地域住民の活動拠点となる施設が多く点在しており、豊かな自然環境に触れ、体験できる施設としては「夢さき夢のさと」と「グリーンステーション鹿ヶ壺」が存在する。

	施設名	所在地	施設用途
夢前川・菅生川流域	前之庄公民館	夢前町前之庄 2160	公民館
	菅生公民館	夢前町菅生澗 1384-1	公民館
	上菅公民館	夢前町塚本 225-1	公民館
	助野公民館	夢前町助野 326-3	公民館
	古知公民館	夢前町古知之庄 318-1	公民館
	北部市民センター	夢前町前之庄 2160	市民会館、市民センター
	豊岡総合センター	夢前町前之庄 4353-5	総合センター・集会所
	豊岡総合センター（分館）	夢前町前之庄 2693-1	総合センター・集会所
	夢前スポーツセンター	夢前町神種 1042	体育施設
	ふれあい体育館	夢前町寺 1258-1	その他（スポーツ施設）
	ゆめさきゲートボール場	夢前町古知之庄 1127-3	その他（スポーツ施設）
	夢さき夢のさと	夢前町神種 1281-2	地域資源活用施設
	県立ゆめさきの森公園	夢前町寺 2160-2	地域資源活用施設
林田川流域	安富公民館	安富町安志 1154-1	公民館
	長野総合センター	安富町長野 138-2	総合センター・集会所
	三坂集会所	安富町三坂 285-1	総合センター・集会所
	瀬川集会所	安富町瀬川 381-3	総合センター・集会所
	自然休養村管理センター	安富町末広 561-1	その他（コミュニティ施設）
	安富スポーツセンター	安富町安志 673-3	体育施設
	安富 B & G 海洋センター	安富町植木野 30-7	体育施設
	グリーンステーション鹿ヶ壺 (ふれあいの館、青少年交流センター、 コテージ 他)	安富町関 775	野外活動施設

出典：姫路市公共施設等総合管理計画等

(6) 上位関連計画の整理

本方針に関する上位関連計画は以下のとおり。

①姫路市北部農山村地域活性化構想（平成 29 年～平成 38 年）

施策の方向 (3つの視点から) 【抜粋】	1 安定した農林業の振興（経済的視点） (2) 農山村と市街地での販路拡大 ④ 地域拠点施設を活かした販路拡大と広域からの観光客の誘客 中国自動車道を利用すると京阪神から約 1 時間という好立地を活かし、夢前スマートインターチェンジを北の玄関口とする<u>北部農山村地域の地形や特性を活かした産業振興の拠点づくりや農産物特産品などの販売を行う拠点づくりを検討</u>します。 (3) 森林資源の多角的な活用 ③ 多様な森林の整備 また、スギ・ヒノキ等の針葉樹林から混交林への林相転換を図ります。多様な植生を有する混交林は、長期的に安定した森づくりに有効であり、<u>自然観察や森林浴などのレクリエーションの場としても有用性が高いことから、「生活環境保全林」としての整備も検討</u>していきます。
施策の方向 (流域・地域から) 【抜粋】	1 夢前川・菅生川流域 (1) 全体 夢前川・菅生川流域での“川筋の景観”づくり <u>桜並木や菜の花など、四季折々の「花」で流域の特徴を際立たせるとともに、川沿いに散策路を整備するなど、水辺の魅力を更に身近に感じられるような工夫を</u>施し、川筋の景観形成を行う地域を支援していきます。 また、地域住民が協力して河川の清掃を行うなどの活動を通じ、<u>河川敷・河川空間を活用した食の提供によるにぎわい創出</u>のための活性化施策等の持続的な取組体制を検討します。 (2) 北部（概ね中国自動車道より北側の地域） ③ テーマ設定が期待される様々な取り組み また、雪彦山の登山需要への対応やアスリートの合宿誘致等のため、<u>基本的なインフラ（駐車場、トイレ、サイクルステーション等）の整備を検討</u>するとともに、健康づくりとしての効能が期待される地域食材による料理の提供や連携が期待される関連機関の誘致活動などを支援していきます。 (3) 南部（概ね中国自動車道より南側の地域） 集客拠点の連携 2 林田川流域 (2) 北部（概ね中国自動車道より北側の地域）

	① 多様な魅力を体験できる森林活用 <u>グリーンステーション鹿ヶ壺は、森林についての学習の場や多様な活動の拠点施設として活用</u>していきます。 また、小中学生の環境学習プログラムを充実させるほか、<u>レクリエーションの提供による森林への関心を高める場づくりや、森林散策を楽しめる環境を整備</u>することなどが求められるため、グリーンステーション鹿ヶ壺から雪彦山にかけての登山道を<u>山歩きに最適なトレッキングゾーンとして整備</u>し、三ヶ谷の滝や千畳平などの名所が楽しめるようになりました。今後、これらのルートを保全し、利用を促進させていく取り組みを進めていきます。
--	---

②姫路市北部農山村地域活性化基本計画（平成 29 年～平成 38 年）

基本方針	基本方針 1：経済的視点に立った農林業の振興 ○人口減少や高齢化等により、日本全国において働き手の減少が予測されるなか、農林業に従事する人を増やすためには、効率的で収益性の高い農林業を推進し、魅力ある産業とする必要があります。 ○農業者自身が優れた農業技術や経営感覚を持つことが重要であり、また、持続可能な地域農業が展開できるよう、集落営農の組織化を進めることも求められます。 ○ICTを活用した次世代農業技術の導入や生産・加工・販売をつなぎ合わせた6次産業化や農商工連携に取り組むことで農産物の高付加価値化を推進することも重要です。 基本方針 2：農村集落の活性化による地域コミュニティの再生 ○過疎化、高齢化等の進行により、流域ごとに受け継がれてきた文化や伝統などの集落機能が維持できなくなっています。 ○地域資源を活用しながら、訪れたい人、住みたい人を柔軟に受け入れる弾力性のある仕組みづくりを行い、多様な主体の参画により地域コミュニティの再生に取り組みます。 基本方針 3：アイデンティティを活かした農村空間の形成 ○夢前町や安富町には、流域ごとに受け継がれてきた文化や伝統があり、地域における暮らしや農業・林業などの生業のもと、美しい農村空間が残されています。 ○これらは夢前町・安富町が継承すべき固有のアイデンティティであり、集落の持続的な生産活動や地域づくりなどによる保全を図ります。
施策の展開方向 【抜粋】	3－1 3つの視点からの展開 （2）農山村と市街地での販路拡大 ④ 地域拠点施設を活かした販路拡大と広域からの観光客の誘客 ・中国自動車道を利用すると京阪神から約 1 時間という好立地を活かし、<u>夢前スマートインターチェンジを北の玄関口とする北部農山村地域の拠点づくりを検討</u>します。 ・「地産地消」、「地域住民との交流」、「6 次産業化」などのキーワードとともに、<u>地域のランドマークとして地域全体の魅力ある情報を集約し、広域に発信していく機能も併せ持つ拠点整備を検討</u>します。 （3）森林資源の多角的な活用 ③ 多様な森林の整備 ・スギ・ヒノキ等の針葉樹林から混交林への林相転換を図ります。多様な植生を有する混交林は、長期的に安定した森づくりに有効であり、<u>自然観察や森林浴などのレクリエーションの場としても有用性が高いことから、「生活環境保全林」としての整備も検討</u>していきます。

	3 地域独自の魅力を反映する農山村空間の再生（空間的視点） 3－2 流域からの視点 （１）夢前川・菅生川流域 ①夢前川・菅生川流域での“川筋の景観”づくり ・桜並木や菜の花など、<u>四季折々の「花」で流域の特徴を際立たせる</u>とともに、<u>川沿いに散策路を整備</u>するなど、水辺の魅力を更に身近に感じられるような工夫を施し、川筋の景観形成を行う地域を支援していきます。 ・地域住民が協力して河川の清掃を行うなどの活動を通じ、<u>河川敷・河川空間を活用した食の提供によるにぎわい創出</u>のための活性化施策等の持続的な取組体制を検討します。 （２）林田川流域 ②多様な魅力を体験できる森林ツーリズム ・<u>グリーンステーション鹿ヶ壺は、森林についての学習の場や多様な活動の拠点施設として活用</u>していきます。 ・小中学生の環境学習プログラムを充実させるほか、<u>レクリエーションの提供による森林への関心を高める場づくりや、森林散策を楽しめる環境を整備</u>することなどが求められるため、グリーンステーション鹿ヶ壺から雪彦山にかけての登山道を<u>山歩きに最適なトレッキングゾーンとして整備</u>し、三ヶ谷の滝や千畳平などの名所が楽しめるようになりました。 ・今後、これらのルートを保全し、利用を促進させていく取り組みを進めていきます。
--	---

(7) 地域資源の整理

① 夢前川・菅生川流域

- 夢前川・菅生川流域には、名峰雪彦山や播磨富士と呼ばれる明神山、古くからひらけた塩田温泉があり、夢前川、菅生川の岸边には桜並木が断続的に続くなど、風光明媚な観光資源に恵まれている。
- 国指定の本堂を含め多くの重要文化財を所蔵する弥勒寺、堅固な自然に守られた山城として築城され、中世の山城としては全国屈指の名城であった国史跡の置塩城跡、高い石垣と白い土塀に囲まれ、夢前地域で唯一の武家造形式を残した建築物であり、市指定文化財である佐野邸など、貴重な歴史的文化遺産も数多く有している。
- 南部は、宅地開発が進み、播磨臨海工業地域のベッドタウンとしての特徴を有している。
- 都市近郊型農村としての基盤づくりを進めており、養鶏をはじめ、酒米振興、資源活用型観光農業への移行、山林資源の活用、優良企業の誘致など近代的なまちづくりに力を注いできた。
- 有機野菜などを提供する直売所、地元農産物を食材とした観光客対応型の食事処、地域と連携したハーブなどの機能性植物の生産加工施設など、農や健康にまつわる拠点が連なっており、平成 28 年 10 月には、旧山之内幼稚園を活用した農家レストランもオープンした。
- 平成 27 年 9 月に夢前スマートインターチェンジが開通し、北部農山村地域の居住者約 20,000 人が 15 分圏内で中国自動車道への乗り入れが可能となった。また、年間 25 万人が訪れる書写山等へのアクセスが向上し、更なる入込客数の増加が期待される。

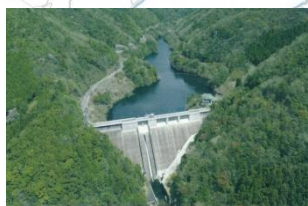
(引用：姫路市北部農山村地域活性化基本計画)



①雪彦山



②農家レストラン『且緩々』



④菅生ダム



⑥夢やかた



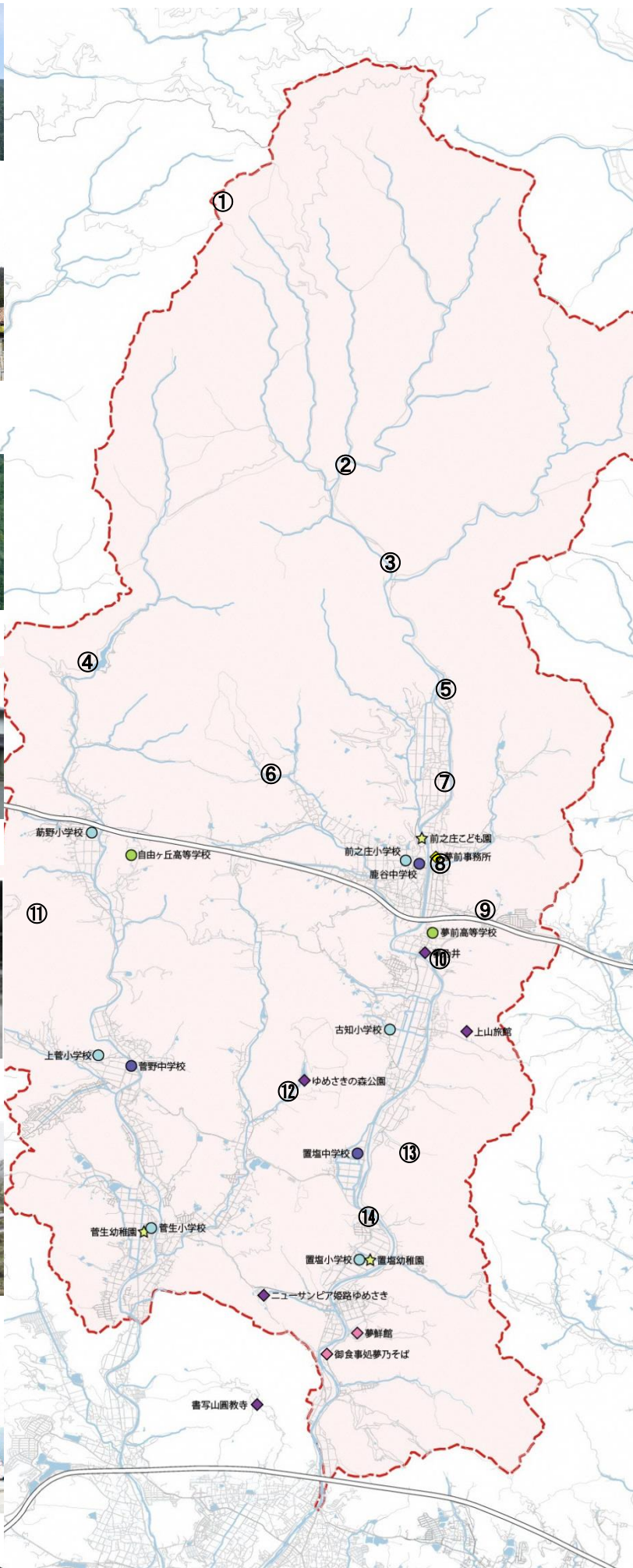
⑪井寄牧場



⑫弥勒寺



⑭夢街道 farm67



③鮎釣り場



⑤佐野邸



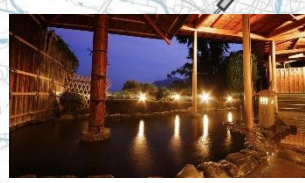
⑦新庄の桜並木



⑧壺坂酒造



⑨夢前スマートインターチェンジ



⑩塩田温泉



⑬置塩城跡

②林田川流域

- 林田川流域は、中国山地の山々が連なる森林丘陵・田園地域となっており、重要文化財である千年家をはじめ、塩野六角古墳、名勝鹿ヶ壺や三ヶ谷の滝など、自然に恵まれた天然記念物、名所旧跡が多数ある。
- 巨大な岩盤の上に長い年月の間に水の浸食作用で出来た大小の甌穴（おうけつ）がめずらしい名勝「鹿ヶ壺」は、ハイキングコースや、キャンプ、バーベキューが楽しめる施設も整備されている。この一帯を「グリーンステーション鹿ヶ壺」と呼んでおり、緑と水が織りなす自然美の中で、安富町の豊かな自然を満喫することができる。
- 安志加茂神社で奉納される獅子舞などの伝統文化が根付いており、境内には地域の花のあじさい約 3,000 本が植えられ、6 月中旬から住民はもちろん、遠来よりの観光客の目を薄紫の美しい花々が楽しませている。
- 室町時代末期に建てられたと推定される千年家は、旧古井家の住宅で入母屋造り、茅葺き屋根の農家で、入り口には馬屋がある。この家の床下には亀石という大きな岩があり厄除けとしてまつられており、幾度かの火難の際にはこの亀石が水を噴出して、家を守ったという伝説がある。

（引用：姫路市北部農山村地域活性化基本計画）



④グリーンステーション鹿ヶ壺



⑤かかしの里 関集落



⑦千年家



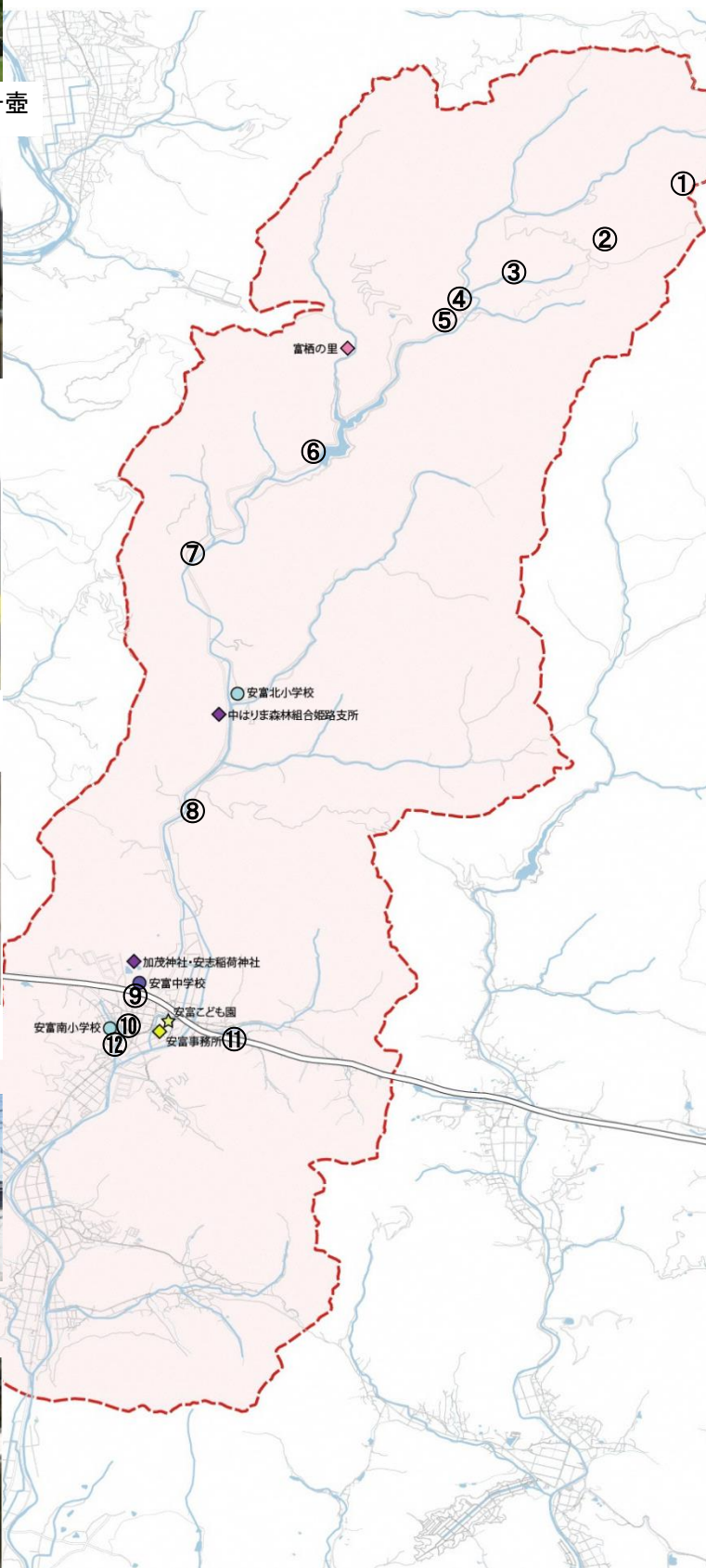
⑧バス停のかかし 富栖集落



⑨下村酒造



⑩安志集落景観



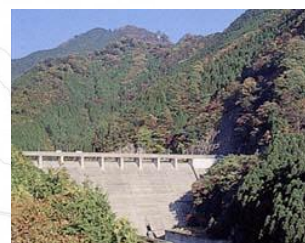
①雪彦山



②千畳平



③三ヶ谷の滝



⑥安富ダム



⑪安富パーキングエリア



⑫安富ゆず加工品直売所

（８）プロジェクト検討会

姫路市北部農山村地域活性化基本計画に記載する重点プロジェクトの検討にあたり、主体的に事業等に係わる関係者（地元農林業者、地域団体関係者等）で構成される「プロジェクト検討会」を平成 29 年度に開催した。

◎第 1 回検討会

実施日：平成 30 年 1 月 18 日（木）

会 場：姫路市北部市民センター（夢前町）

参加者：24 名（基本計画策定検討会委員・事務局除く）

班分け：農林業班（A 班・B 班）、コミュニティ班（C 班・D 班）

◎第 2 回検討会

実施日：平成 30 年 2 月 8 日（木）

会 場：姫路市北部市民センター（夢前町）

参加者：19 名（基本計画策定検討会委員・事務局除く）

班分け：農林業班（A 班・B 班）、コミュニティ班（C 班・D 班）

◎重点プロジェクトテーマ

- ・農林業の担い手確保
- ・農産物のブランド化
- ・人づくり（拠点づくり）
- ・交流・定住人口の増加に向けた体制づくり

◎各班発表内容

A 班：「テーマをもった特産農地活用」「コラボ商品の展開」等

- ・それぞれの資源を掛け合わせた活用が無く、地域の魅力としての商品が PR されていない。地域内の情報交換の場づくりが必要であり、今あるブランド・担い手同士の連携が必要。
- ・生産（ホンモノを生み出す場）・加工（創造の場）・販売（伝える場）が連携しながらコラボ商品を展開し、都会の人・子どもに夢前の面白さを知ってもらいファンになってもらう。
- ・地域イメージづくり（ボタン株の植樹、ライトアップ等）や、荒地・農地の活用に取り組む。
- ・**地域情報の受発信集約基地を設置**し、情報発信・共有の場づくりに取り組む。

B 班：「森林整備・維持管理・人材育成」「地域資源（ヒト）の再発見と情報発信」等

- ・幹線林道の整備や間伐の実施、ペレットのバイオマスへの供給、植林・木の育成管理等に取り組む。
- ・南部などの他の地域を巻き込み実施し、分野別（農業・林業など）・地域別で地域資源を発掘・整理して発信する。取り組み中のものに関しては発掘の準備段階からタイムリーに発信していく。
- ・地域特産物のイメージを作り上げるために農産物を作り広げ、**地域外住民をターゲットとした北部地域の拠点を整備**し販売する。将来的に持続可能な農林業に発展させる。

C班：「空き家実態把握」「活性化拠点づくり」等

- ・伝統文化の継承・地域交流の促進に取り組み、定住促進につなげる。
- ・気軽に集える場や農業を学べる場、地域の担い手を育てる場等、**地域内の拠点づくりが必要**。
- ・移住者には空き家に住んでもらう。そのためにはまずは実態を把握し、空き家情報を発信する。また、移住者の世話をを行う人や自治会費の免除など、移住しやすい環境を整える必要がある。

D班：「営農組織化・組織運営強化・公共施設活用・地域愛プロジェクト」等

- ・担い手不足、耕作放棄地の増加、農業生活が続かない等の課題の中で、営農の組織化により元気な農業を目指す。1 地域 1 組織を目指し、将来的には 1 つの組織にまとめる。
- ・地域課題解決（少子高齢化、人口減少、若者が少ない等）のための組織を立ち上げ、地域活動の運営や情報発信を行う。
- ・**地域内の交流拠点が**ないことから、使用していない公共施設を活用した交流拠点づくりに取り組み、ボランティアによるふれあいサロンや高齢者の交流の場とする。
- ・地区内の中学生に地域内活動に参加してもらい、地域愛の醸成・将来の担い手の確保につなげる。

(9) 姫路市北部農山村地域モニターツアー参加者の意見等

本市において、平成30年2月及び3月に地域内の伝統文化や豊かな自然環境、それらによってもたらされる農林産物等の魅力を体験する「姫路市北部農山村地域モニターツアー」を開催し、ツアー参加者の感想・意見を把握した。

○ツアー募集チラシ

日帰り旅行 姫路市北部農山村地域モニターツアー

Aコース 安富町「かかしの里」～鹿ヶ壺から夢前町「壺坂酒造」～夢鮮館

姫路市北部農山村地域の伝統文化や、豊かな自然環境、それらによってもたらされる農林産物は姫路市の魅力を担う大きな財産です。農産物や酒蔵などこの地域ならではの魅力を味わってください！

旅行代金 一人2,000円 旅行日程 平成30年2月22日(木)

奥播磨かかしの里
姫路市林田川沿いの豊かな村で、昔ながらの山田錦を栽培する農家。そこに村人たちが暮らす山田錦の里。ここでは、山田錦の心を育てる人々の姿が目に飛び込んできます。

農家レストラン 且緩々
姫路市内に広がる農家の里。その中心地にある農家レストラン。ここでは、農家の心を育てる人々の姿が目に飛び込んできます。

壺坂酒造
夢前町唯一の酒蔵。壺坂酒造の酒蔵。ここでは、壺坂酒造の心を育てる人々の姿が目に飛び込んできます。

夢鮮館
新鮮なお肉・お魚をお楽しみいただけます。

旅行企画 近畿日本ツーリスト 姫路支店 事業企画 姫路市 農政総務課

日帰り旅行 姫路市北部農山村地域モニターツアー

Bコース 夢前町「夢街道～夢鮮館」から安富町「かかしの里」～下村酒造～ゆず工房

姫路市北部農山村地域の伝統文化や、豊かな自然環境、それらによってもたらされる農林産物は姫路市の魅力を担う大きな財産です。農産物や酒蔵などこの地域ならではの魅力を味わってください！

旅行代金 一人2,000円 旅行日程 平成30年3月7日(水)

夢街道ファーム 67
ここは地元の夢前町の農家から仕入れた新鮮な野菜、果物、加工品が揃ったファームです。ここでは、夢前町の心を育てる人々の姿が目に飛び込んできます。

奥播磨かかしの里
姫路市林田川沿いの豊かな村で、昔ながらの山田錦を栽培する農家。そこに村人たちが暮らす山田錦の里。ここでは、山田錦の心を育てる人々の姿が目に飛び込んできます。

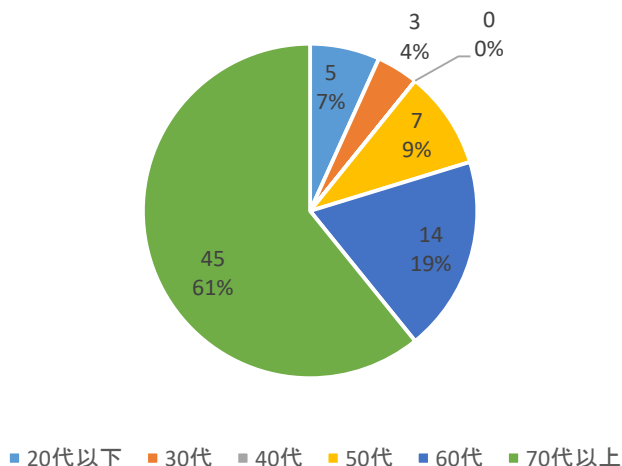
下村酒造
創業明治17年。「奥播磨」の酒造りは5人の職人によって行われています。代々伝わる「手造り」の酒造り。ここでは、下村酒造の心を育てる人々の姿が目に飛び込んできます。

ゆず工房
兵庫県内最大の、香ばしい山田錦の里。ここでは、山田錦の心を育てる人々の姿が目に飛び込んできます。

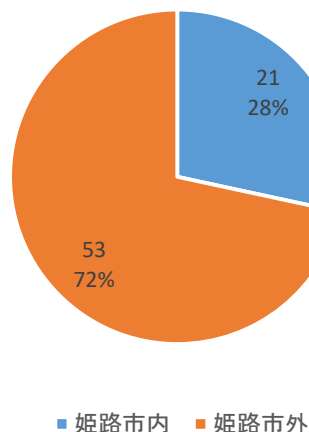
旅行企画 近畿日本ツーリスト 姫路支店 事業企画 姫路市 農政総務課

○ツアー参加者属性

参加者年齢



居住地



○参加者の感想・意見

- ・普段あまり行かない場所であり非常に良かった。
- ・姫路にも色々で見どころが出来良かったと思います。
- ・兵庫県の近場で温泉も入れたり地元の物を販売する所、かくれた観光地などあればもっと参加者もあり活性化すると思います。
- ・姫路のお土産を購入する道の駅の立寄先があれば、良いのでは・・・。
- ・個々の店だけでは、偏った品物になってしまっている。
- ・どこも初めてのところなので、楽しかったです！平日で、近場で気軽に行けるところを探していたところ、当ツアーがあり、参加出来て良かったです。
- ・夢前のいいところがたくさんあり、とてもいいツアーでした。
- ・自然豊かな景色を満喫し、里山でののかかしとの出会い、昔の畑仕事を思い出しました。良い体験ありがとうございました。
- ・バラエティに富んだ観光地があり、宣伝の方法により発展します。
- ・奥播磨にもいろいろと隠れた名所があると思った。
- ・かかしはとっても素晴らしかった。感動した。
- ・初めての見学ばかりで大変いい思い出になりました。
- ・奥播磨はとてもひっそりとしていますが、これから発展していろんな催しをして安堵させてくださいませ。
- ・昔の農村風景に心穏やかになりました。
- ・初めての体験で全部良かった。
- ・いろいろ再発見できた。

(10) 北部農山村地域の課題

①担い手不足

人口減少と高齢化が進行しており、地域産業である農業や林業の担い手が不足するとともに、祭りなど伝統文化の維持や継承も困難となりつつある。

後継者不足の解消を図るため、集落営農の促進や次世代を担う新規就農者の育成が急務となっており、また、地方創生の流れのなかで、U J I ターンにより農山村地域への移住ニーズも高まりつつあることから、移住者が集落に溶け込むことができるよう、受け入れ体制を構築することが必要である。

②自然環境の保全

北部農山村地域の豊かな自然環境を維持していくため、適切な森林整備や河川活用などの施策を講じていく必要がある。

また、シカやイノシシ等の有害鳥獣による農作物被害も甚大となっており、これらに対する対策強化も必要である。

③農林業の活性化

豊かな農林産物を安定的に市内外へ供給するために、販路の開拓・拡大や流通の効率化を模索する必要がある。

また、個性ある農林産物の更なる高付加価値化に向けて、6次産業化や農商工連携等の取り組みを強化する必要がある。

④公共交通の充実

北部農山村地域においては、公共交通空白地域もあることから、今後の更なる高齢化を見据え、新しい公共交通のあり方を検討することが必要である。

⑤空き家の増加

人口減少に伴い、空き家が増加しつつある。適切に維持・管理されていない空き家の増加は、防災、衛生、景観等の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。適切な維持・管理の促進とともに、空き家の発生抑制や利活用に向けた取り組みが必要である。

⑥地域全体での連携強化・情報発信

北部農山村地域には、魅力的な資源が多く、個々では特徴のある活動が展開されているが、地域外での認知度は低く、地域全体での連携・情報発信が不足している。

北部農山村地域としてのブランドイメージの向上に向けて、担い手を核として、事業者（企業を含む）及び関係団体との様々な連携強化や情報共有等を促すことが必要である。

2. 施設整備の必要性

施設整備の必要性を以下のとおりまとめる。

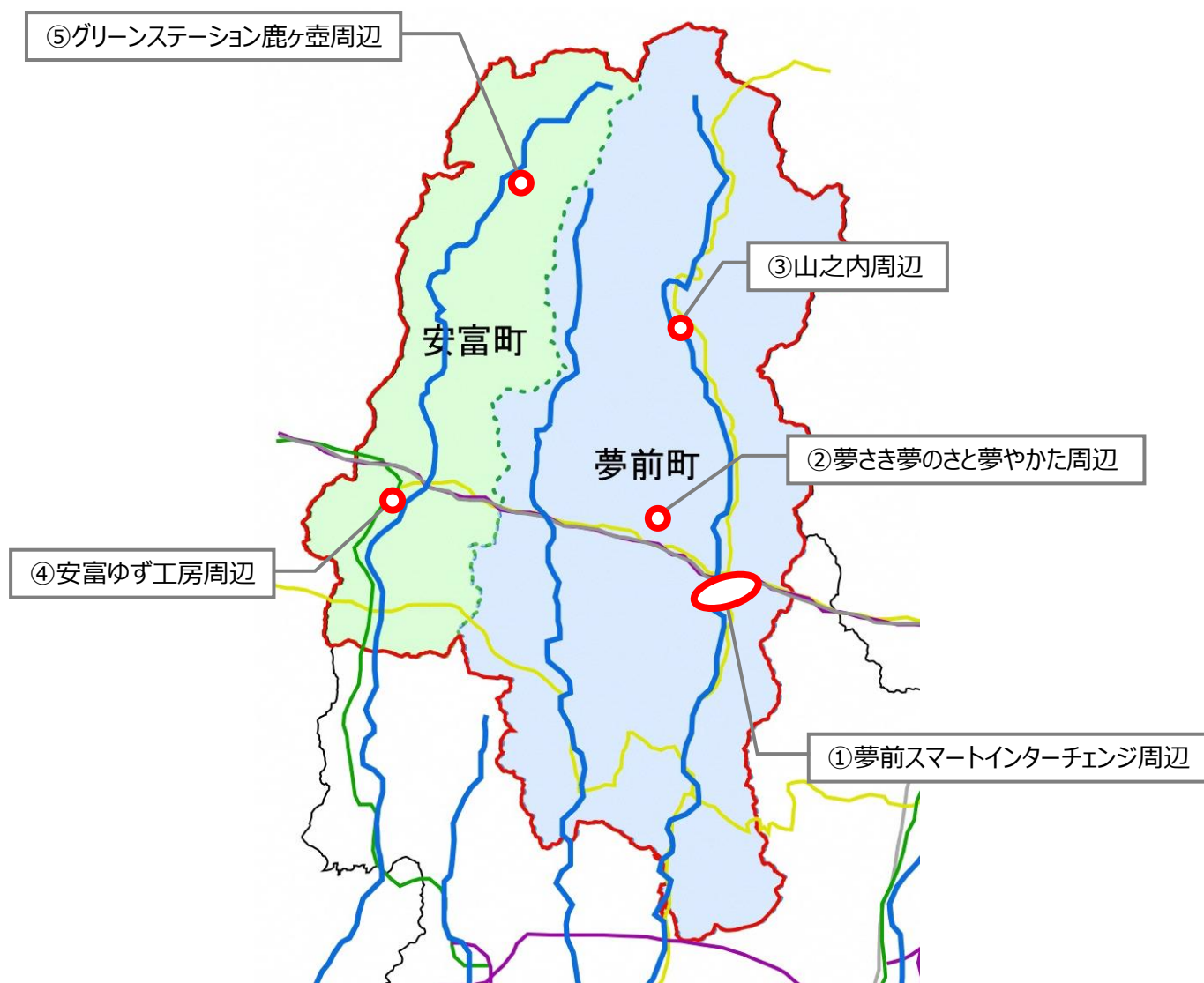
	現状・課題	施設の必要性
統計	夢前スマートインターチェンジの利用台数が計画を大きく上回った。（計画 700 台/日→1,230 台/日）	➡ 本市における北の玄関口として、地域活性化に向けての様々な機能を充実させた拠点整備が必要
周辺環境	豊かな自然環境、貴重な歴史文化遺産が点在しており、農や健康にまつわる拠点も近年整備されている。	➡ 地域活性化に向けて情報を集約・発信するプラットフォームとなる拠点を整備することが必要 ➡ 地域資源をネットワーク化させ、地域全体での魅力向上に取り組むことが必要
プロジェクト 検討会	地域農産物の販売をととして、都市部住民と交流する場がほしい。	➡ 地域農産物の販売をととして顔の見える事業の展開や都市部住民との交流による情報交換の場が必要
モニターツアー	地域住民にとって当たり前の風景などの資源が地域外の方には魅力的なものとなっているにも関わらず、周知不足のため、地域外での認知度が低い。また、様々な体験施設が少ない。	➡ 地域情報を集約して効果的に発信するとともに、体験できる場を整備することが必要

Ⅱ章 候補地の条件整理

1. 拠点施設の候補地

(1) 候補地の位置

夢前川・菅生川流域と林田川流域のそれぞれの流域で下図の土地を候補地として設定し、立地特性を取りまとめる。



(2) 候補地周辺の状況

	① 夢前スマートインターチェンジ周辺		②夢さき夢のさと夢やかた周辺	③山之内地域	④安富ゆず工房周辺	⑤グリーンステーション鹿ヶ壺周辺
	(1) 夢前スマートIC 周辺	(2) 夢前スマートIC 横				
所在地	姫路市夢前町前之庄	姫路市夢前町前之庄	姫路市夢前町神種	姫路市夢前町山之内乙	姫路市安富町長野	姫路市安富町関
地域	夢前川・菅生川流域	夢前川・菅生川流域	夢前川・菅生川流域	夢前川・菅生川流域	林田川流域	林田川流域
用途地域	都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外
現況	山林、河川、農地	駐車場等	農業公園（公共施設）	農家レストラン、グラウンド、集落等	民間施設、農地	野外活動施設（公共施設）、林道、山道
交通 利便性	・夢前スマートIC（1.2km）	・夢前スマートIC（0m） ・福崎駅（6.8km）	・夢前スマートIC（4.0km）	・夢前スマートIC（8.1km） 神姫バス「山之内」（450m）	・山崎IC（4.2km） ・神姫バス「長野」（130m）	・山崎IC（9.7km） ・神姫バス「グリーンステーション鹿ヶ壺」（370m）
生活 利便性	・コンビニ（650m） ・飲食店（800m） ・病院（1.0km）	・コンビニ（10m） ・飲食店（700m）※複数あり ・病院（800m）	・飲食店・スーパー（3.5km） ・病院（約3.0km）	・飲食店・スーパー（7.1km）	・飲食店（300m）※複数あり ・スーパー（430m） ・コンビニ（160m） ・病院（5.5km）	・飲食店（4.4km） ・コンビニ（8.9km） ※ほかグリーンステーション施設内に 食堂・売店あり
観光 資源	・塩田温泉（宿泊）（900km） ・壺坂酒造（1.1km） ・新庄の桜並木（2.3km）	・塩田温泉（2.0km） ・壺坂酒造（1.0km） ・新庄の桜並木（2.1km）	・夢さき夢のさとコテージ村（0m） ・農家レストラン「夢やかた」(0m)	・雪彦温泉（1.9km） ・農家レストラン「且緩々」（0m）	・安富ゆず工房（0m） ・下村酒造（650m） ・バス停のかかし 富栖集落 （3.1km）	・かかしの里 関集落（300m） ・三ヶ谷の滝（850m） ・グリーンステーション鹿ヶ壺（宿 泊）（370m）
選定 理由	・スマートICに近く交通利便性に優れており、周囲には生活利便施設も集中している。 ・基本計画において拠点整備を検討することとしている。		・そば打ち体験等ができる既存施設の活用、隣接する明神山の登山者やイベント実施による交流人口の増加が期待できる。	・中山間地域の北部に位置し、幹線道路まで遠いが、ハーブの収穫体験や農家レストランが開設される等、活性化の拠点が整いつつある。	・直売所及び加工所が国道に面しており、地域の情報発信拠点となり得る。 ・周囲には生活利便施設が集中している。	・中山間地域の北部に位置し、近隣には魅力的な観光資源がある。 ・既存の施設を活用した交流人口の増加が期待できる。
写真	 	 	 	 	 	 

Ⅲ章 姫路市北部農山村地域活性化拠点施設基本方針の設定

1. 姫路市北部農山村地域活性化拠点施設の基本方針

姫路市北部農山村地域活性化拠点施設は、地域内外の人々が地域の風光明媚な自然環境や風土の中で交流し、活動することにより、ヒト・モノ・コトの交流が生まれ、地域活性化に繋げる施設として展開を図る。

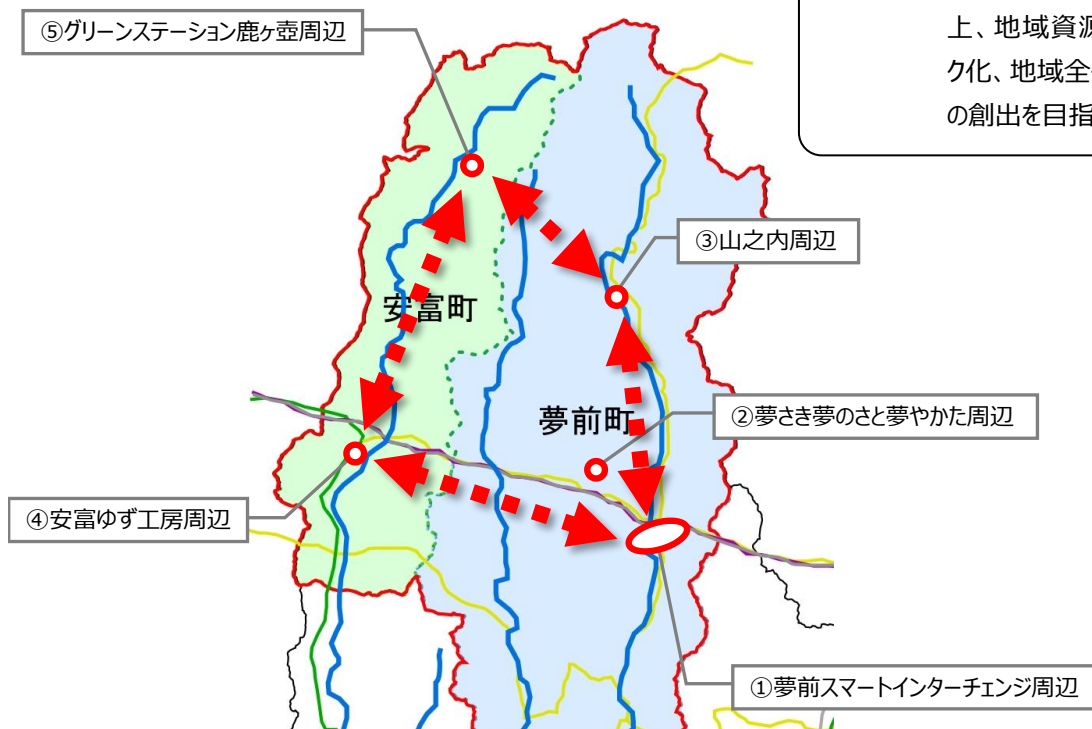
そのため、拠点施設は地域情報の発信拠点に加え、自然環境に触れることができる体験型施設、地域農産物等の販売施設や都市住民との交流の場など、地域の活性化に寄与する施設とする。

なお、拠点施設の候補地として選定した5ヶ所の各施設等がそれぞれの特性を活かし、連携していくことで、北部農山村地域の更なる活性化につなげていく。

姫路市北部農山村地域活性化拠点施設の基本方針

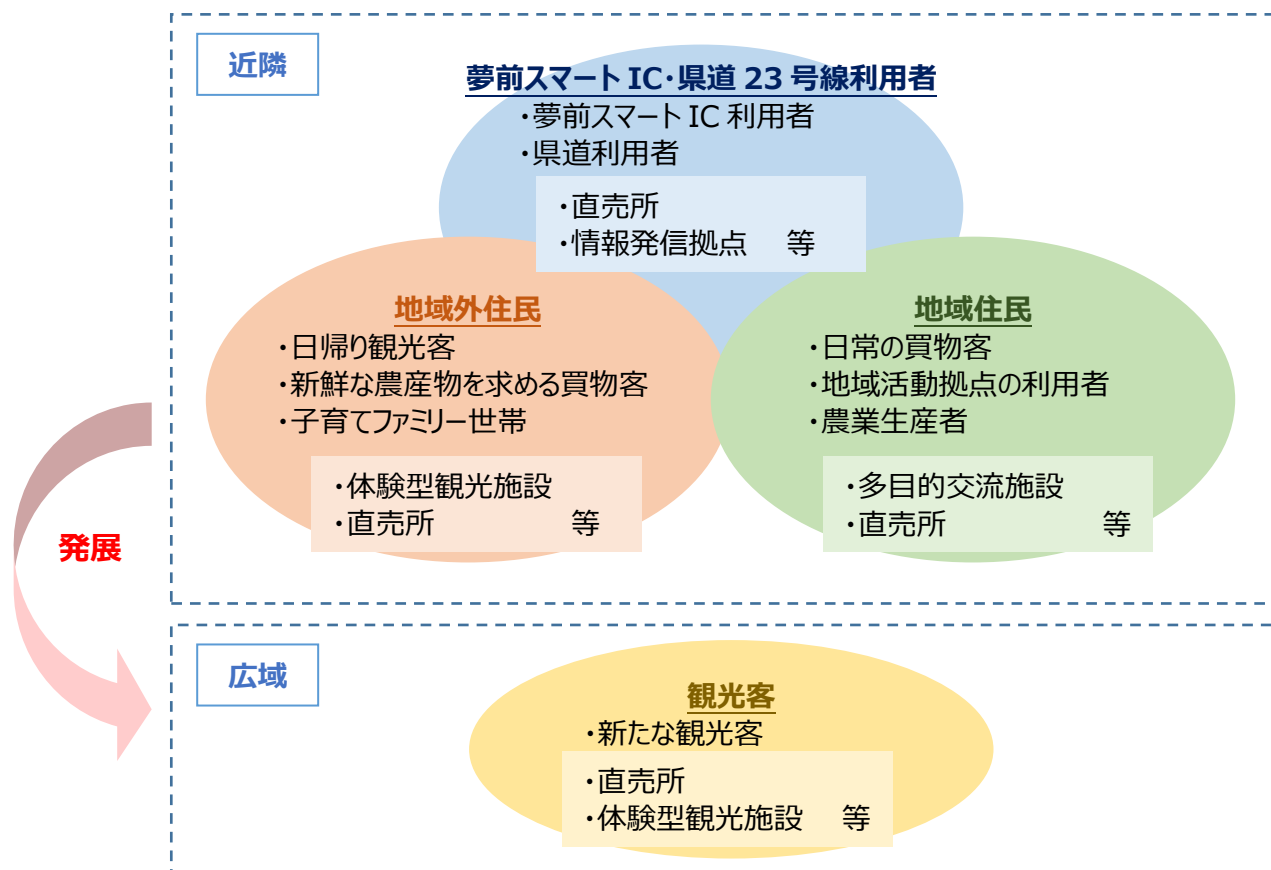
- 従前の自然・地形・施設を最大限に活用した地域活性化拠点として整備する
- 北部農山村地域の自然、風土、歴史等の地域資源に触れ、年間を通じて楽しめる空間とする
- 北部農山村地域の情報を一元化し、地域内外に発信する
- 点在する地域資源のネットワークや連携体制を構築するとともに、観光客との交流促進機能を備える
- 地域住民が気軽に集い交流し、賑わいが創出される拠点として整備する
- 安全で安心して食べられる農産物等を提供し、農林業振興を促進する

活性化拠点の連携イメージ



2. ターゲットの設定

ターゲット設定として、近隣需要の確保・拡大を図り、最終的に広域需要に取り組む。



3. 拠点施設の候補地の選定

(1) 核となる候補地の概要

基本方針に加えて、ヒト・モノ・コトが集まるプラットフォーム的役割を担えること、従前からの各施設の方向性や特徴とを考え合わせ、夢前町と安富町の核となる拠点施設の候補地を、以下のとおりそれぞれ一箇所ずつ選定した。

夢前スマートインターチェンジ周辺

所在地	姫路市夢前町前之庄
地域	夢前川・菅生川流域
用途地域	都市計画区域外
現況	ア 山林、河川、農地 イ 駐車場等
特性	ア 山林、河川、農地 夢前スマート IC に近い広大な山林、河川、農地など変化に富んだ自然環境を有する用地である。また、主要幹線道路にもほど近く、自動車交通の便が良い。周辺には、コンビニや飲食店、病院など生活利便施設に加え、塩田温泉や壺坂酒造、新庄の桜並木などの魅力ある地域資源が豊富にある。 イ 駐車場等 夢前スマート IC 隣接の用地で、主要幹線道路にも面しており、自動車交通の便が特に良い。既にトイレが整備されており、その他の周辺環境は、アと同様。



グリーンステーション鹿ヶ壺周辺

所在地	姫路市安富町関
地域	林田川流域
用途地域	都市計画区域外
現況	野外活動施設（公共施設）を含む林道や山林
特性	中山間地域の北部に位置する公共施設で、施設内には食堂や売店等がある。また、バス停があり公共交通でのアクセスが可能。奥播磨かしの里や三ヶ谷の滝などの観光資源を有し、宿泊設備も充実している。



(2) その他の候補地の概要

以下の候補地についても、基本方針を踏まえつつ、各拠点との連携を図っていく。

夢さき夢のさと夢やかた周辺

所在地	姫路市夢前町神種
地域	夢前川・菅生川流域
用途地域	都市計画区域外
現況	農業公園（公共施設）
特性	明神山麓を整備した農業公園であり、四季折々での農業体験など、自然を満喫することができる。周囲には岩屋池や明神山、観音滝、老大杉に囲まれた神元神社などの地域資源が点在する。



山之内地域

所在地	姫路市夢前町山之内乙
地域	夢前川・菅生川流域
用途地域	都市計画区域外
現況	農家レストラン、グラウンド、集落等
特性	・中山間地域の北部に位置し、幹線道路や公共施設、生活利便施設までの距離は遠いが、バス停があり公共交通でのアクセスが可能。ハーブ収穫体験の実施に加え、ハーブ加工施設や農家レストランが開設される等、活性化の拠点として整いつつある。



安富ゆず工房周辺

所在地	姫路市安富町長野
地域	林田川流域
用途地域	都市計画区域外
現況	民間施設、農地
特性	・市街地に位置しており、また、国道が縦断しており自動車交通の便が良い。直売所及び加工所をはじめ、周辺には飲食店やスーパー、コンビニなど生活利便施設が集中している。



IV章 整備方針の策定

1. 地域活性化への基本的な方向（展望）

基本方針を踏まえ、姫路市北部農山村地域活性化拠点の役割を次のとおりとする。

①地域の魅力を体感する場

- 北部農山村地域の魅力的な地域資源や四季を感じられる自然環境等の魅力を年間を通じて体感できる場とする。

②地域農林業の振興を図る場

- 地域内外からの観光・交流客を拡大するために、安全で安心して食べられる農産物等を提供し、地域農林業の振興を図る場とする。

③地域情報を発信する場

- 夢前スマート IC や県道 23 号線の通行者・利用者等の地域外住民への観光・地域情報の発信のみならず、地域住民に対しても生活情報を発信する場として、各種情報を一元化し、地域内外の人々に様々な情報を発信する場とする。

④地域観光を振興する場

- 北部農山村地域への観光利用を促す拠点として、直売所や駐車場、トイレ、観光案内など、観光を促す発着機能を備えた地域観光を振興する場とする。

⑤賑わいを創出する場

- 地域外住民のみならず、地域住民も日常生活において利用することで、継続的に賑わいを創出する場とする。

2. 導入機能の検討

拠点施設の候補地の内、夢前町及び安富町の核となる拠点施設について、活性化につながる導入機能を検討する。

なお、その他の候補地については、既存機能を活用し、各施設間の連携を図っていく。

夢前スマートインターチェンジ周辺

コンセプト	北部農山村地域のプラットフォーム
ターゲット	夢前スマート IC・県道 23 号線通行者、地域内外の住民、観光客
個別整備方針	・ 北部農山村地域の情報を一元化し、地域内外の人々に発信する施設とする。 ・ 自然環境の魅力を活かし、自然と融合した施設を新たに整備する。

機能	施設等	施設イメージ
魅力体感機能	体験施設	● 自然環境を活かしたアスレチックやウォーキングコース、河川敷を整備し、来訪者が地域の魅力を体感でき心身ともにリフレッシュできる場とする。 ● 野生果樹や山菜、自然薯等の収穫体験を実施。
農林業振興機能	直売所	● 安全で安心して食べられる新鮮な農産物等を販売。
地域情報発信機能	総合案内	● 地域内外の観光情報や産業情報・地域活動情報等の各種情報を提供する。
観光振興機能	駐車場	● 多くの人に利用してもらうため、十分な規模を確保するとともに、歩車動線に配慮した駐車場とする。
	公衆トイレ	● 来訪者が快適に利用できるトイレを設置。
賑わい創出機能	多目的交流広場	● イベントスペースや日常的に利用できるオープンスペースなど、来訪者の賑わい、交流の場とする。

グリーンステーション鹿ヶ壺周辺

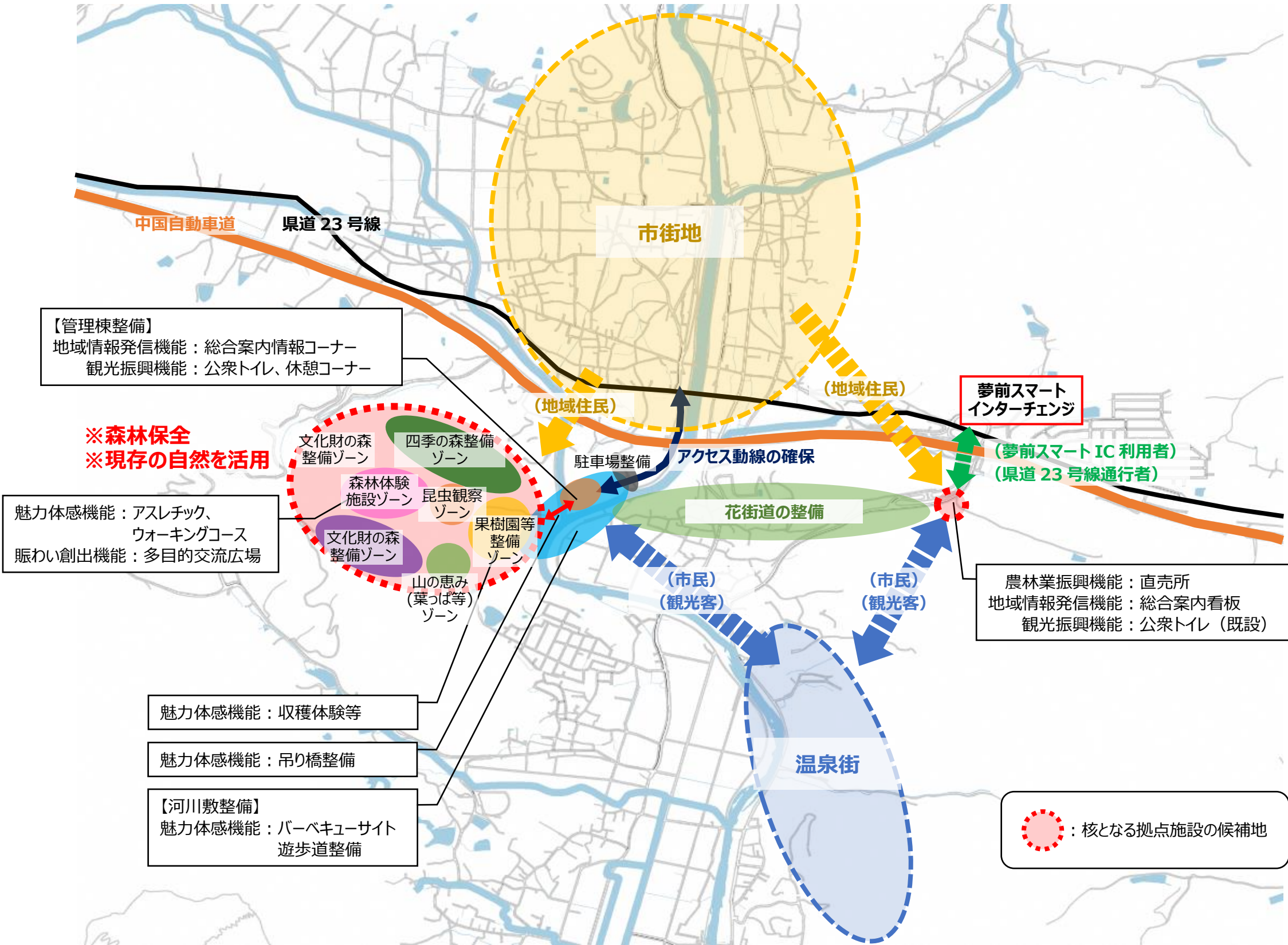
コンセプト	北部農山村地域の広大な自然を体験
ターゲット	地域内外の住民、観光客
個別整備方針	・ 既存施設の居室や空きスペースを有効活用しながら適切に管理し、地域振興及び観光施設として内容の充実を図る。 ・ 施設更新時には別用途での使用も可能な施設として整備する。 ・ 宿泊施設の整備については、施設の所管を含め検討していく。

機能	施設等	考え方
魅力体感機能	体験施設	● 自然環境を活かしたウォーキングコースや休憩所を整備し、来訪者が地域の魅力を体感でき心身ともにリフレッシュできる場とする。
農林業振興機能	直売所	● 安全で安心して食べられる新鮮な農産物等を販売。
	物販ブース	● 地域内をはじめ、市内、近隣市町の特産品等、ここでしか買えない食品等を取り揃える。
	飲食ブース	● 主に地域内で生産された食材を使用した食事を提供する。
	期間限定ショップ	● 店舗を持たない期間限定で販売できるブーススペースを整備しチャレンジショップとして貸し出す。
地域情報発信機能	総合案内板	● 地域内外の観光情報や産業情報・地域活動情報等の各種情報を提供する。
観光振興機能	コテージ	● 観光客の宿泊施設として既存施設を活用。
	駐車場	● 多くの人に利用してもらうため、十分な規模を確保するとともに、歩車動線に配慮した駐車場とする。
	公衆トイレ	● 来訪者が快適に利用できるトイレを設置。
	休憩コーナー	● 観光客や地域住民が気軽に利用することができる場とする。
賑わい創出機能	多目的交流広場	● イベントスペースや日常的に利用できるオープンスペースなど、来訪者の賑わい、交流の場とする。
	研修室	● 地域団体の活動の拠点とする。 ● 校外学習やイベントなどを実施する。

3. ゾーニングイメージの検討

姫路市北部農山村地域活性化拠点施設の基本方針、地域活性化への基本的な方向・役割、個別整備方針に基づき、核となる拠点施設の候補地として選定した夢前スマートインターチェンジ周辺及びグリーンステーション鹿ヶ壺周辺のゾーニングイメージを検討する。

夢前スマートインターチェンジ周辺





4. エリアデザイン方針の検討

(1) 姫路市景観計画

上位関連計画である姫路市景観計画において、姫路市北部農山村地域のエリアデザイン方針に関する記述は以下のとおりである。

1 基本方針

姫路市は、美しい山河、穏やかな瀬戸の海、肥沃な播磨平野などの豊かな自然を背景に、世界文化遺産・姫路城をはじめとする歴史・文化を継承しつつ、播磨地域の中核都市にふさわしい快適な住環境、活力ある商工業を育んできた。これらが調和した景観は、市民の愛着と誇りを育むとともに、観光客など来訪者を引き付ける魅力の源泉ともなっている。

こうした姫路らしい景観を、市民、事業者、行政等の参画と協働により、まもり、そだて、つくり、いかすことで、良好な景観を形成していく。

このため、良好な景観形成に関するテーマ、目標、基本的方向を以下のように定める。

(1) テーマ

愛着、親しみ、誇りを感じる美しいまち

(2) 目標

①世界に誇れる「シンボル景観」づくり

優美な姿の姫路城は、世界に比類のない美しさを誇る歴史・文化遺産である。また、姫路に住むことの誇りと愛着を育む、姫路を代表する景観資源でもある。

このため、姫路城を眺望することができる都市空間を整備するとともに、姫路城周辺の魅力的な景観形成に取り組むことにより、姫路城を核とした世界に誇るシンボル景観の形成をめざす。

②愛着あふれる「わがまち景観」づくり

本市には、山・川・海等の自然や豊かな田園集落地、快適な住宅地、活力ある商業業務地や工業地など、多様な魅力をもつ景観がある。これらは地域環境に応じて形成されてきたものであり、市民一人ひとりが愛着と親しみを持つ暮らしの景観である。

このため、身近な暮らしの景観について、歴史・文化や美しさ、愛着などの市民の思いも考え合わせることで、市民一人ひとりが将来にわたって伝えたいと思うような、地域特性を生かし愛着あふれるわがまち景観の形成をめざす。

③多様な主体が参画・協働する「景観まちづくり」

市民、事業者、行政、さらに姫路を訪れる人々も、姫路の景観の担い手である。また、景観形成は、単に見た目を美しく装うことだけではなく、生活環境の快適性を高めることや地域コミュニティの育成、観光地としての活性化、元気な地域づくりなど、地域が抱える様々な課題と結びついている。

このため、景観への取り組みをきっかけとして、多様な主体が参画・協働し、地域のまちづくりとして総合的に取り組む景観まちづくりの推進をめざす。

(3) 基本的方向

①姫路のまちの顔を創る

将来にわたり美しく誇れる景観を形成するために、特徴的な都市の顔及び骨格づくりが必要である。このため、世界文化遺産・姫路城を有する本市の玄関口となるターミナルや都心部において、風格とにぎわいのある本市の顔にふさわしい景観を創る。また、主要な道路や河川などの骨格的な要素について、質の高い景観を創る。

②姫路の伝統と風土を守る

恵まれた自然環境や、固有の歴史・文化遺産によって形成される優れた景観、さらに地域環境に応じてつくり上げられてきた生活や産業等の景観は、その長い歴史の中で築かれた貴重な財産である。この伝統と風土を生かし、次代に伝えていくことにより、市民の誇りとなる景観の保全・継承を図る。

③快適で魅力的な景観を育てる

景観は、建築物、道路・公園等の公共施設、山・川・海等の自然など、多種多様な要素で構成される。このため、地域特性に応じて様々な景観要素の整合や共生を図り、調和のとれた快適で魅力的な景観を育成する。

④参画と協働の景観づくりに取り組む

一人ひとりが主体的に身近な景観形成に取り組むとともに、市民、事業者、行政などの多様な主体が参画・協働して、地域の個性や資源を理解し活用しながら、愛着や誇りを感じることができる景観形成に取り組む。

2 景観類型別方針

姫路市の景観は、景観核、景観軸、ゾーン景観、眺望景観に構造化される。

各景観構造について、下表のとおり景観類型ごとに方針を定め、その実現に努める。

景観構造	景観類型	考え方
景観核	地域景観核	・個性的で魅力ある景観形成を進めるため、地域らしさを醸し出している景観資源の 保全・活用 を図る。
景観軸	水緑軸	・市川、夢前川などの主要河川は、山と海を結ぶ水と緑の軸として、 自然とアメニティあふれる景観の形成 を図る。 ・市街地内の河川や緑地は、貴重なオープンスペースとして、うるおいと親しみのある景観の形成を図る。 ・河川ごとの機能や地域特性などを踏まえた河川整備を進める。
ゾーン景観	田園集落地景観形成ゾーン	・農地や里山の保全、農業の振興、集落環境の整備などを図り、田園が持つ多面的な機能を維持・発揮する。 ・田園環境を生かしたまちづくりや都市と農村の交流などを進め、農地、集落、里山等が 調和した元気で美しい田園集落地景観 の形成を図る。
	水際・緑地景観形成ゾーン	・自然が豊かで 憩いやレクリエーションの場 となり、また地域景観の拠点ともなる公園・緑地の整備・維持管理を図る。
眺望景観	山並み景観	・山林や谷筋、丘陵部の豊かな自然環境を保全し、市街地や集落と調和した姫路らしい景観を形づくる山並み景観を保全・育成する。 ・自然環境との調和に配慮しつつ、景観を楽しめる眺望点の整備等を推進する。 ・市街地近郊の丘陵の景観保全に向けて、開発や施設整備等に対する規制・誘導を図る。

（２）エリアデザイン方針

姫路市景観計画を踏まえ、北部農山村地域のエリアデザイン方針を以下のとおりとする。

①環境の保全・創出の方針

北部農山村地域の優れた景観を保全・継承し、さらに向上発展させるため、眺望・風景に与える影響が大きい大規模な建築物や広告物については抑制し、山林や谷筋、丘陵部の豊かな自然環境を保全し、市街地や集落と調和した姫路らしい景観を形づくる山並み景観を保全・育成する。

②景観・意匠・空間構成の方針

田園森林環境を生かしたまちづくりや都市と農村の交流などを進め、農地、集落、里山等が調和した元気で美しい田園集落地景観の形成を図るとともに、うるおいと親しみのある景観、自然とアメニティあふれる景観の形成に努め、自然豊かで憩いやレクリエーションの場となる地域景観の拠点の整備・維持管理を図る。

また、夢前スマートインターチェンジは姫路市北部地域の玄関口であり、県道 23 号線は地域の主要な生活道路かつ地域の観光施設への入口にあたる道路であることから、地域住民や地域外住民、市外観光客の利便性向上と、地域の景観特性、周囲環境と調和した、一体的かつ連続的な沿道景観づくりを促進する。

5. 夢前スマートインターチェンジ周辺の拠点整備イメージ



森林保全



ウォーキングコース



収穫体験



イベント（朝市等）



イベント（トラック市）



アスレチック



バーベキューサイト



吊り橋整備



花街道づくり



駐車スペース

V章 整備に向けた課題の整理

(1) 適正な施設規模の検討

導入機能については、それぞれの利用ニーズ、管理ニーズを踏まえ、適切な規模を検討する必要がある。また、各機能を十分に発揮できるよう、周辺施設との関係性や連携を踏まえ、諸室の配置計画や動線計画について検討する必要がある。

(2) 施設管理・運営についての検討

整備方針の実現に向けて、多様な主体が計画の策定段階から参画し、整備や運営の両面で役割を分担し合うとともに、人々を惹きつける地域資源の新たな魅力づくりを進めていくなど、効率的で効果的な事業の推進を図っていくことが重要となる。

そのためには、公民連携（PPP）に代表される、民間の知恵と資金の積極的な導入により効果的な公共投資を実施するなど、今後、多様な主体が参画可能な仕組みづくりや手法の活用等を検討していく必要がある。

手法	直接運営	PPP（指定管理者制度等）
メリット	・事業や運営の展開に、行政サイドの意向を反映させやすい。 ・施設運営にかかる経費が明らかになる。 ・安定した人件費が確保でき、職員の身分が保障される。	・民間事業者のノウハウを活用し、戦略的かつ効果的な事業展開が可能。 ・住民ニーズへの柔軟な対応、住民サービスの向上と経費節減等が期待できる。 ・職員のモチベーションの低下や業務の形骸化などを避けることができる。 ・事業や運営における創意工夫が期待でき、経費の縮減を図れる可能性がある。
デメリット	・常駐の場合、担当職員の増員が必要。 ・人事異動で定期的な職員の入れ替えがある。 ・指定管理者に比べ、運営経費がかかることが想定される。 ・事務手続きにおいて、住民ニーズへの柔軟な対応や効率的な運営が難しくなる場合が想定される。 ・単年度会計であり、複数年にわたる継続的な事業展開が難しい。 ・経営といった意識を持ちにくく、事業や運営の硬直化が懸念される。	・事業期間が決まっているため、継続性の確保に工夫が必要。 ・公募する場合、応募した事業者の提案の中からしか選定できない。 ・指定管理者制度は、有期が原則であることから、事業の継続が難しい。 ・行政には、施設運営の実践に係るノウハウが蓄積されないことが懸念される。

（３）地域全体の活性化

拠点施設を整備することで一定の利用・集客は見込めるが、基本方針にあるように、点在する地域資源とのネットワーク・連携体制を構築し、観光客を地域全体へ誘導する発着機能を備えるための取り組みを実施することが必要である。そのため、拠点施設のみで魅力訴求するのではなく、地域全体で活性化に取り組んでいくことが必要である。

（４）補助金等の活用

本施設は、姫路市北部農山村地域の活性化拠点として、自然、風土、歴史等の魅力的な地域資源や四季を感じられる自然環境を積極的に取り込んだ施設の整備を図るものであり、整備の財源については、以下に示す国庫補助金等の活用を想定する。

○想定される補助メニュー

メニュー	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）
年度	平成 30 年度
所管省庁	農林水産省
概要	農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援。
交付率	定額、1 / 2 等

メニュー	林業成長産業化総合対策のうち林業・木材産業成長産業化促進対策
年度	平成 30 年度
所管省庁	林野庁
概要	地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・木質化に対し支援。
交付率	木造化：建設工事費の 15%

メニュー	サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）
年度	平成 30 年度
所管省庁	国土交通省
概要	木造化に係る先導的な設計・施工技術が導入される建築物の整備に対し支援。
交付率	○調査設計費：先導的な木造化に係る費用の 1/2 ○建設工事費：木造化による掛かり増し費用の 1/2 - ただし、掛かり増し費用の算出が困難な場合は建設工事費の 15% ○技術検証費：検証にかかる費用の 1/2 （上限額：原則 5 億円）

（５）法規制への対応

拠点整備にあたっては、自然、風土、歴史等の魅力的な地域資源や四季を感じられる自然環境等の魅力を

活かすとともに良好な景観づくりを進めることが必要であることから、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律などの各種法律の適切な運用により、適正かつ合理的な土地利用が図られるよう配慮する必要がある。

●主な関連法規制

法令	規制	内容
都市計画法	第 29 条 (開発行為の許可)	二 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。
	第 33 条 (開発許可の基準)	都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。 （以下、要約） ○従前地が農地や雑種地等、宅地や建築物の敷地でなく、開発区域の面積が 500 平方メートル（工業専用地域、市街化調整区域は 1,000 平方メートル、都市計画区域外は 1 ヘクタール）以上のもの。 ○造成工事の内容が次の 2 条件のいずれも満たす場合。 ・切土又は盛土を行う土地の面積の合計が 500 平方メートル（工業専用地域、市街化調整区域は 1,000 平方メートル、都市計画区域外は 1 ヘクタール）以上のもの。 ・切土高さ又は盛土高さの最大値が 50cm 以上のもの。 ○開発区域の面積が 500 平方メートル（工業専用地域、市街化調整区域は 1,000 平方メートル、都市計画区域外は 1 ヘクタール）以上で、公共施設（道路など）の整備を伴うもの。
森林法	第 10 条の 2 (林地開発許可)	無秩序な開発を防止し、森林の適正な利用を図るため、1 ヘクタール（10,000 平方メートル）を超える森林の開発をしようとするときは、この制度の手続きに従って、知事の許可を受けなければならない。 許可が必要となる開発は、その対象となる森林内において「土石又は樹根を掘り出したり、林地を開墾するなど土地の形質（形状及び性質）を変更したりする行為」であって、その面積が 1 ヘクタールを超えるもの。
河川法	第 24 条 (土地の占用の許可)	河川区域内の土地を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を得なければならない。 （資料編「河川敷地占用許可準則」参照）
	第 26 条 (工作物の新築等の許可)	河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。 （資料編「工作物設置許可基準（抜粋）」参照）

(6) 事業スケジュール案

諸条件等により実施年度に変更が生じる場合があることから、一般的なスケジュール案を示す。

① 夢前スマートインターチェンジ周辺

	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
○施設用地調査					
境界確定	用地調査	測量調査			
用地買収		不動産評価・地権者協議・用地買収			
○施設整備					
設計			基本設計	実施設計	
各種協議		各関係法令に基づく開発協議・手続き			
工事			管理者の意向反映	工事	
管理運営		管理運営方法の検討	管理者の決定、運営に向けた体制づくり		
周辺公共施設整備		国・県との協議	周辺アクセス道路等の整備	駐車場等の整備	

② グリーンステーション鹿ヶ壺周辺

	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
○施設管理運営					
管理運営方針	方針検討	管理者の決定、運営に向けた体制づくり			
各種協議	関係部局・地域との各種協議、手続き				

VI章 先進事例

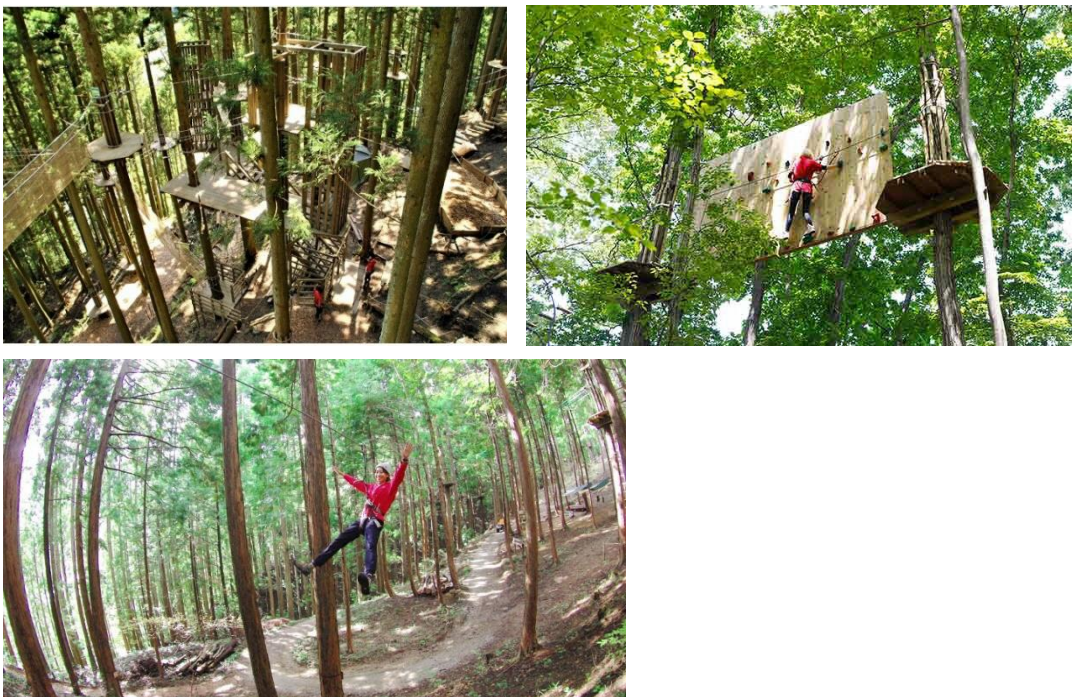
(1) 冒険の森

施設名	冒険の森
場所	やまぞえ：奈良県山辺郡山添村大字三ヶ谷 1680 いとしろ：岐阜県郡上市白鳥町石徹白吸后谷山 56 のせ：大阪府豊能郡能勢町宿野 437-1 ひるぜん：岡山県真庭市蒜山下和
運営者	株式会社冒険の森 本社：大阪府豊能郡能勢町宿野 437-1 天理事務所：奈良県天理市川原城町 53 番地 3
施設概要	未利用の森林を活用した自然共生型アウトドアパーク。山の地形を生かしたアスレチックやジップラインなどの設備があり、関西を中心に 4 地域で展開されている。 ・ツリートップアドベンチャー（木登りやアスレチックを融合させた森林冒険施設） ・フォレストセグウェイツアー（林間道を利用したセグウェイの乗車体験） ・フォレストライダー（幼児向けランニングバイク） ・団体研修用ロープスコース
コンセプト	あらゆる世代の人が自然の中で安心して遊べる場所を提供することで放置された森林を笑顔で満たしたい。
特徴	・収益の一部は森林整備の財源に充てられている。 ・山林の地形、樹木を活かしたソフト重視の企画開発を行い、収益を生み出す仕組みを提案。
備考	・施設 1 号の「やまぞえ」は、名阪国道のサービスエリア計画地として買収されたものの、事業中止となり放置されていた山に造られた。 ・「いとしろ」は、郡上市の森林空間整備事業で整備され、民間事業者が運営する森林公園を活用して誕生した。 ・「のせ」は、大阪府立総合野外活動センターの跡地（敷地面積約 80,000 m²）に造られた。 ・「ひるぜん」は、ゴルフ場建設の事業が中止となり、市に寄贈された土地が活用された。住民、行政、企業、大学などが森の整備や、湿原再生、持続可能な薪共用林として活用を進めてきた。
写真	 

(2) Tree Picnic Adventure IKEDA

施設名	Tree Picnic Adventure IKEDA（ツリーピクニックアドベンチャー イケダ）
場所	福井県今立郡池田町志津原 28-16
運営者	株式会社まち UP いけだ 福井県今立郡池田町稲荷 36-25-1 ※池田町が出資を行う第三セクターとして、公共サービスではカバーしきれない領域（地域産業づくりやまちおこしビジネス）を開拓・創造・展開。
施設概要	足羽川など、志津原の自然を利用した日本最大の冒険の森。森の再生と伐採した間伐材の利用による木活施設であり、かつ子供たちが森や木々に触れあいながら遊び、学ぶことができる木育施設。 ・メガジップライン ・アドベンチャーパーク（対象年齢別にコースが分かれたアスレチック施設） ・アドベンチャーボート（全長 2.1km のミニラフティングコース） ・ウィンターアクティビティ（冬季限定の森林散策体験） ・森の学びのプログラム（施設内の森林を使った研修用プログラム、木工体験） ・宿泊施設（コテージ、キャビン、樹上テント） ・飲食施設（バーベキューサイト、カフェ 2 軒）
コンセプト	森とあそぶ 木にまなぶ いけだにふれる
備考	・池田町が取り組んでいる「木望のまち プロジェクト」（町内の森林資源や素材を利活用し、地域循環型経済の創出や若者の雇用促進、移住・定住人口の拡大）の核となる施設として建設された。
写真	

(3) フォレストアドベンチャー

施設名	自然共生型アウトドアパーク フォレストアドベンチャー
場所	山梨県南都留郡鳴沢村、北海道恵庭市など全国 29 カ所 (内、近畿は滋賀県栗東市、兵庫県朝来市・篠山市・豊岡市の 4 カ所)
運営者	株式会社 フォレストアドベンチャー 山梨県南都留郡富士河口湖町小立 999
施設概要	フランス発祥の自然共生型アウトドアパーク。 幅広い年齢層が楽しめるように、複数のコースメニューがある。
コンセプト	自分の安全は自分で守る。大人は子供にかえり、子供は大人になる。
特徴	・森を森のまま利用でき、環境への負荷が少ない。 ・山梨県の県有林 15ha にフォレストアドベンチャーを設置し、ビジネスとして成立させ、その収益の一部を森林整備費にあてる、持続可能な森林管理モデルの実験的施設となった。この取り組みは、H17,18 年と林野庁の森業山業創出支援事業に採択され、支援を受けている。 ・フランス国内で、類似施設を 150 箇所以上設計施工した実績を持つアルタス社と業務提携を結んでいる。
備考	・福岡県糸島市の管理する公園に「フォレストアドベンチャー・糸島」を設置し運営を行い、同時にパーク全体の管理を受託することで、公園の管理にかかる費用負担が無くなった（市負担）。 ・移動式フォレストアドベンチャーとして、街中にも設置可能。
写真	

(4) しあわせの村

施設名	しあわせの村
場所	神戸市北区しあわせの村 1 番 1 号
運営者	公益財団法人こうべ市民福祉振興協会
施設概要	神戸市が制定した「神戸市民の福祉をまもる条例」の基本理念である「自立と連帯」を具体的な施設整備を通じて実現するために建設された 205 ヘクタールの規模を要する施設。 ・宿泊施設（宿泊棟、キャンプ場など） ・レクリエーション施設（アスレチック、プール、芝生広場など） ・農園、果樹園、日本庭園 ・温泉入浴施設 ・運動施設（体育館、トレーニングジム、テニスコートなど） ・研修施設（福祉に関する講座の開講等）
コンセプト	こどもからおとなまで、お年よりも障がいのある人も、誰もが楽しめる花と緑あふれる総合福祉ゾーン
特徴	・阪神高速「しあわせの村ランプ」下車すぐに立地しており、アクセスに優れている。 ・ユニバーサルデザインに取り組んでいる。
写真	 

■ 河川敷地占用許可準則

第一章 総則

(目的)

第一 この準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。

(定義)

第二 この準則において「河川敷地」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）をいう。

2 この準則において「占用の許可」とは、法第 24 条の許可をいう。

3 この準則において「占用施設」とは、占用の許可の目的である施設をいう。

(占用許可の手続)

第三 占用の許可に関する手続は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に定めるところにより、適正に行わなければならない。

(適用除外)

第四 この準則は、法第 23 条の水利使用のためにする河川敷地の占用には、適用しない。

第二章 通則

(占用許可の基本方針)

第五 河川敷地の占用は、第六に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第七第 1 項に規定する占用施設について許可申請した場合で、第八から第十一までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。

2 前項の規定により占用の許可を行おうとする場合には、期限を定めて当該占用に係る河川敷地が存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

3 前項の場合において、占用による影響が広域に及ぶこと等により必要があると認める場合には、同項の規定による意見聴取に併せ、期限を定めて他の関係市町村又は関係都道府県の意見を聴くものとする。

4 河川敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。
また、公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該占用の計画について河川管理者が知り得た場合又は河川管理者に申出があった場合においては、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないようにしなければならない。

(占用主体)

第六 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第七第 1 項第五号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第六号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができるものとする。

一 国又は地方公共団体（道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。）

二 日本道路公団、都市基盤整備公団、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人

三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者

四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者

五 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となって行う関連事業に係る施設（以下「市街地開発事業関連施設」という。）の整備を行う者

六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者

（占用施設）

第七 占用施設は、次の各号に規定する施設とする。

一 次のイからロまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設

イ 公園、緑地又は広場

ロ 運動場等のスポーツ施設

ハ キャンプ場等のレクリエーション施設

ニ 自転車歩行者専用道路

二 次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設

イ 道路又は鉄道の橋梁（鉄道の駅が設置されるものを含む。）又はトンネル

ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路

ハ 水道管、下水道管、ガスパイプ、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設

ニ 地下に設置する下水処理場又は変電所

ホ 水防倉庫その他水防活動のために必要な施設

三 次のイからハまでに掲げる施設その他の河川空間を活用した街づくりに資する施設

イ 遊歩道、階段等の親水施設

ロ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの

ハ 地下に設置する道路又は公共駐車場

四 次のイからハまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設

イ 公共的な水上交通のための船着場

ロ 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）

ハ 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設

五 次のイからハまでに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設

イ 通路又は階段

ロ 採草放牧地

ハ 事業場等からの排水のための施設

六 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設

イ グライダー練習場

ロ モトクロス場又はラジコン飛行機滑空場

- 2 前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができる。この場合においては、本体施設の利用時間外及び洪水のおそれのある場合の使用の禁止、使用禁止時間帯における車両の撤去、洪水時の駐車車両の避難に係る夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付するものとする。
- 3 第1項に規定する占用施設については、必要に応じて、施設利用者のための売店、便所、休憩所、ベンチ等を当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。

(治水上又は利水上の基準)

第八 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならない。この場合、占用の許可は、法第26条第1項又は第27条第1項の許可と併せて行うものとする。

- 2 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。ただし、法第6条第2項に規定する高規格堤防特別区域、同条第3項に規定する樹林帯区域及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第1条第2項に規定する遊水地における占用については、適用しない。

一 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。

二 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。

三 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況を発生させないものであること。

四 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的に弱い場所に設置するものでないこと。

五 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。

- 3 前項に規定するもののほか、樹木の栽植に関する治水上の支障に係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準（以下「植樹基準」という。）によるものとする。

(他の者の利用との調整等についての基準)

第九 河川敷地の占用は、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならない。

- 2 河川敷地の占用は、必要に応じて、他の者の水面等の利用を確保するための河岸への通路又は河川管理用の通路が確保されていなければならない。また、河川敷地の利用をより一層促進するため、必要に応じて、公園等の占用施設相互の連携を図るための連絡歩道や便所、ベンチ等が確保されていなければならない。

(河川整備計画等との調整についての基準)

第十 河川敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合にあっては、当該計画に沿ったものでなければならない。

- 2 前項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならない。

(土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準)

第十一 河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。

(占用の許可の期間)

第十二 占用の許可の期間は、第七第1項第一号から第五号までに規定する占用施設に係る占用にあっては10年以内、同項第六号に規定する占用施設に係る占用にあっては5年以内で当該河川の状況、当

該占用の目的及び態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

- 2 前項の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする。

(占用の許可の内容、条件、監督処分等)

第十三 占用の許可は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するために必要と認められる適切な内容のものとする。

- 2 占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占用の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要があると認められる条件を付するものとする。
- 3 占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収するなどの方法により、適宜、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとする。
- 4 占用の許可を受けた者が法又は許可条件（法第 26 条第 1 項及び第 27 条第 1 項の許可条件を含む。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第 77 条第 1 項に規定する是正措置の指示、法第 75 条第 1 項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。

(継続的な占用の許可)

第十四 占用の許可の期間が満了した後に継続して占有するための許可申請がなされた場合には、適正な河川管理を推進するため、この準則に定めるところにより改めて審査するものとする。

- 2 前項の場合において、従前のまま継続して占有を許可することが不相当であると認められるときは、この準則に適合するものとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前よりも短い占用の許可の期間の設定、不許可処分等の措置をとるものとする。

(一時占用の許可)

第十五 工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一時的な占用の許可については、この準則によらないことができる。

第三章 包括占有の特例

(包括占有の許可)

第十六 市町村に対して、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、第七第 1 項に規定する占有施設に該当する施設を設置する場合に、河川敷地の具体的利用方法を占用の許可後に当該市町村が決定できる占有（以下「包括占有」という。）の許可をすることができるものとする。

- 2 包括占有の許可は、市町村の区域に存する河川敷地のうち、あらかじめ当該市町村が河川管理者と協議し、決定した区域（以下「包括占有区域」という。）を対象とするものとする。
- 3 前項の場合において、第十第一項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、原則として包括占有区域としてはならない。

(第十第 1 項に規定する計画等との調整)

第十七 包括占有区域の具体的利用方法は、第十第 1 項に規定する計画が定められている場合にあっては当該計画に沿ったものであるとともに、都市計画法第 18 条の 2 第 1 項に規定する都市計画に関する基本的な方針（基本的な方針を定めていない市町村にあっては、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想等）に沿ったものでなければならない。

(包括占有区域の施設設置者による利用)

第十八 包括占有の許可を受けた市町村は、第六に規定する者に、包括占有区域の全部又は一部を第七第 1 項に規定する占有施設に該当する施設の設置を目的として使用させることができるものとする。

- 2 前項の規定に基づき、市町村が包括占用区域を使用することを認めた者（以下「施設設置者」という。）に包括占用区域を使用させる場合には、当該市町村は、包括占用区域の使用に係る契約（以下「使用契約」という。）を当該施設設置者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。
- 3 市町村は、使用契約を締結するときは、包括占用区域の使用の具体的内容（設置する施設の概要を含む。）、契約期間、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件等を付するものとする。
 - 一 施設設置者による使用は契約の内容に従って適切に行うこと。
 - 二 施設設置者は市町村の指導監督に服すること。
 - 三 第二十第1項に規定する工作物の設置等の許可の状況によって契約を変更し、又は無効とすること。
 - 四 施設設置者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、市町村の意志表示により契約を解除できること。

（包括占用の許可の申請及び条件等）

- 第十九 包括占用の許可申請に当たっては、第七第1項に規定する占用施設に該当する施設の設置による包括占用区域の利用を目的とするとともに、第十七に規定する都市計画に関する基本的な方針等を申請書に添付するものとする。
- 2 包括占用の許可をする場合には、第十三第2項に規定するもののほか、第六から第十一までの規定を十分に踏まえて具体的利用方法を決定しなければならないこと、施設設置者に使用させる場合には使用契約を締結し、当該施設設置者を適切に指導監督することその他の必要な条件を付するものとする。
 - 3 包括占用の許可をした場合には、当該包括占用区域及び許可の内容を適切な公示方法により周知するものとする。

（包括占用区域における工作物の設置等の許可）

- 第二十 包括占用区域において工作物の設置又は土地の掘削等若しくは樹木の栽植等を行おうとする場合には、包括占用の許可を受けた市町村又は施設設置者は、法第26条第1項又は第27条第1項に規定する許可申請を河川管理者に行わなければならない。なお、施設設置者が当該許可申請を行う場合は、市町村を経由して行うものとする。
- 2 前項の許可申請は、第十九第1項の許可申請と同時に行うこともできるものとする。
 - 3 第1項の許可申請に際し、治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を申請書及びその添付図書に記載すれば足りるものとする。
 - 4 前項の規定による許可申請に対して許可を行う場合には、工作物の設置又は樹木の栽植の範囲及び上限の数について条件を付するものとする。
 - 5 前2項に規定する樹木の栽植については、植樹基準に定めるところにより、許可するものとする。

（包括占用許可に係る監督処分等）

- 第二十一 施設設置者の包括占用区域の使用が法又は許可条件（法第24条、第26条第1項及び第27条第1項の許可条件をいう。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、次の各号に定めるところにより措置するものとする。
- 一 市町村に対しては、施設設置者に対する指導監督に関する指示、包括占用の許可の取消し等の監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。
 - 二 施設設置者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

■河川法 工作物設置許可基準（抜粋）

第1章 総則

（主旨）

第1 この基準は、河川区域における河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下、「法」という。）第 26 条第 1 項に基づく工作物の新築、改築又は除却（以下「工作物の設置等」という。）の許可に際して、工作物の設置位置等について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとする。

（適用範囲）

第2 この基準は、法第 6 条第 1 項に規定する河川区域のうち遊水池、湖沼（ダム湖を含む。）、高規格堤防特別区域及び樹林帯区域を除いた区域における工作物の設置等に適用する。

（基本方針）

第3 工作物の設置等の許可は、当該工作物の設置等が次の各号に該当し、かつ、必要やむを得ないと認められる場合に行うことを基本とする。

- 一 当該工作物の機能上、河川区域に設ける以外に方法がない場合又は河川区域に設置することがやむを得ないと認められる場合。
- 二 当該工作物の設置等により治水上又は利水上支障を生ずることがなく、かつ、他の工作物に悪影響を与えない場合。
- 三 当該工作物の設置等により河川の自由使用を妨げない場合。
- 四 当該工作物の設置等が河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわない場合。
- 五 河川環境管理基本計画（「河川環境管理基本計画の策定について」（昭和 58 年 6 月 28 日付け建設省河川局長通達）による河川環境管理基本計画をいう。）が定められている場合にあっては、当該工作物の設置等が当該計画に定める事項と整合性を失しない場合。

（設置等の一般的基準）

第4 工作物の設置等に当たっての一般的基準は次のとおりとする。

- 一 工作物の設置に当たっては、流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。）に適合した位置を選定するものとする。
- 二 工作物の設置に当たっては、地質的に安定した箇所を選定することを基本とするものとする。
- 三 水門及び樋門、橋台等その機能上やむを得ず計画堤防（計画横断形の堤防に係る部分をいう。以下、この基準において同じ。）内に設けることが必要となる工作物の設置に当たっては、水衝部等以外の箇所を選定することを基本とするものとする。
- 四 三に掲げる工作物以外の工作物については、計画堤防内に設置しないことを基本とするものとする。
- 五 橋、堰等河道内に設ける工作物並びに計画堤防内に設ける水門及び樋門等の設置等に当たっては、既存の施設の統廃合に努めるものとする。
- 六 河川の縦断方向に上空又は地下に設ける工作物は、設置がやむを得ないもので治水上支障のないものを除き設けないものとする。
- 七 設置が不適当な箇所においてやむを得ず工作物を設置するときは、水理模型実験、数値解析等により、局所洗掘及び河道の安定等、設置による河川への影響について検討を行い、適正と認められる対策を講ずるものとする。
- 八 付近の土地の区域における景観との調和、河川における生態系の保全等の河川環境の保全に配慮するものとする。なお、工事を施工するために仮に設けられる工作物においては、必要に応じ、河川環境

の保全に配慮するよう努めるものとする。

九 工作物の用途を廃止したときは、その工作物が治水上、利水上の支障とならないよう除却することを基本とするものとする。

第 10 章 橋

(設置位置の選定基準)

第 21

一 設置が不適当な箇所

- ① 狭窄部（山間狭窄部は除く。）水衝部、支派川の分合流部
- ② 河床の変動が大きい箇所

二 設置にあたって対策が必要な箇所

- ① 河川に他の工作物（堰、伏せ越し等）に近接した箇所

(設置の基準)

第 22

一 共通事項

- ① 橋脚は、堤体内に設けないものとする。ただし、鞘管構造等の堤防に悪影響を及ぼさない構造のピアアバットを設け（ピアアバットの位置は原則として川表側とする。）、川裏側において堤防補強を行うときはこの限りではない。
- ② 橋の設置によって、著しい流水の乱れや堤防への悪影響等が生じないよう必要な対策を講ずるものとする。
- ③ 取付護岸及び高水敷保護工は、河川環境の保全に配慮した構造とするものとする。

二 対策が必要な箇所における設置基準

- ① 橋脚による局所洗掘が、近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床及び高水敷の洗掘防止について適切に配慮された対策を講ずるものとし、取水塔、堰等の工作物に近接して設置するときは、取水塔、堰柱等と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とする等の対策を講ずるものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

第 23

- ① 橋を改築するときは、旧橋を撤去するものとする。
- ② 河川管理用通路を確保するものとする。

第 12 章 道路

(設置位置の選定基準)

第 25

一 設置が不適当な箇所

- ① 表小段

(設置の基準)

第 26

一 共通事項

- ① 河川管理用通路の機能の確保を優先するものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

第 27

- ① 防護柵、標識、表示板、信号機等の道路交通のために設置する道路付属物は、必要最小限にとどめるものとする。
- ② 道路付属物の基礎は計画堤防内に設置しないことを基本とするものとする。
- ③ 橋の堤外地側にアンダークロス道路は設置しないことを基本とするものとする。
- ④ 道路の設置にあたっては、他の一般公衆の自由かつ安全な河川使用の妨げとならないよう、堤内地及び堤外地へのアクセスに配慮した横断歩道の設置等の必要な対策を講ずるものとする。
- ⑤ 歩道等は、高齢者、障害者、車いす等の利用に配慮した構造とするものとする。

第 13 章 自転車歩行者専用道路

(設置位置の選定基準)

第 28

一 設置にあたって対策が必要な箇所

- ① 高水敷、表小段

(設置の基準)

第 29

一 共通事項

- ① 自転車歩行者専用道路の設置の基準については、「河川区域内の土地に自転車歩行者専用道路を設置する場合の取扱いについて」（昭和 50 年 11 月 19 日建設省河治発第 98 号）によるものとする。